

8 シナリオ

被害想定結果を基に、シナリオを作成しました。シナリオを作成した想定地震、シナリオの種類、前提条件及び作成方法を以下に示しました。なお、本概要版では、都心南部直下地震と南海トラフ巨大地震のシナリオを示します。

(1) シナリオを作成した想定地震

ア 都心南部直下地震

県域を越えた広域応援や帰宅困難者対策等、横浜市、川崎市などの都市部が被災した場合に必要な応急対策や復旧・復興対策を検討するため、シナリオの作成対象としています。

イ 神奈川県西部地震

県西部に大きな被害が発生した場合の対応を検討するため、シナリオの作成対象としています。被害は県西部に集中するため、県西部に所在する機関の立ち上がりは遅くなりますが、都心南部直下地震と比較して、県全体としての対応は早くなります。被害総量は都心南部直下地震より少なく、県内や県外からの応援が集中的に行われることから、応急対策も早く終了します。

ウ 南海トラフ巨大地震

地震の規模が大きく、長周期地震動による影響はあるものの、他の最大クラスの津波が想定される地震の中では、揺れによる被害が比較的小さく、津波避難に重点を置いた応急対策を検討するのに適しているため、津波避難シナリオの作成対象としています。

エ 大正型関東地震

県全域に大きな被害が発生した場合の対応を検討するため、シナリオの作成対象としています。被害は全县に及ぶため、都心南部直下地震と比較して各機関の立ち上がりは遅くなります。被害総量は非常に多く、県内応援がほとんど見込めず、県外からの応援も制約されるため、活動は長期化します。

(2) 作成するシナリオの種類とその内容

ア 被害シナリオ

被害想定結果を基に、応急対策活動に関係する被害の発生状況や推移、交通やライフラインの支障・復旧状況等を記述したものです。

イ 県災害対策本部シナリオ

応急対策活動の実働的活動を指揮、調整する業務を対象としたシナリオで、県災害対策本部の事務局（統制部）と現地災害対策本部の事務局が行う活動を記述しています。

ウ 医療救護活動シナリオ

被災地内で発生する負傷者に対して、医療機関、市町村、県等がどのように対応するのかを検討しています。特に、被災地内における医療活動や負傷者の搬送、応援派遣の状況等を対象とし

ています。

エ 消火活動シナリオ

被災地内で発生する延焼火災に対して、消防機関や県がどのように対応するのかを検討しています。特に、延焼火災に対する地元の消防（局）本部や消防団の活動、応援消防部隊の派遣や活動調整、延焼火災からの避難等を対象としています。

オ 救出活動シナリオ

被災地内で発生する自力脱出困難者（要救出者）に対して、消防機関、警察、自衛隊、市町村、県がどのように対応するのかを検討しています。特に、消防機関や消防団の活動、応援消防部隊、警察、自衛隊等の派遣や活動調整等を対象としています。

カ 被災者救援活動シナリオ

被災地内で発生する被災者・避難者に対して、市町村や県がどのように対応するのかを検討しています。特に、避難所の開設・運営、食料や緊急物資の確保と輸送・配布、被災者に対する様々な救援活動を対象としています。また、併せて帰宅困難者対策と要配慮者対策も検討しています。

キ 中長期対応活動シナリオ

発災後約1週間から3年にかけて中長期的に対応すべき活動を網羅的に検討しています。特に、中長期に及ぶ医療活動や被災者救援活動、住宅の復旧、災害廃棄物の処理、経済復旧等を対象としています。

ク 全体シナリオ

上記のアからキまでのシナリオを統合し、「県」、「被災地の市町村・関係機関」、「応援を行う関係機関」に分けて記述したものです。

ケ 津波避難シナリオ

南海トラフ巨大地震を対象に、大きな揺れや津波情報に対して住民がどのような避難行動をとるか、また、発生した状況（被害）に対して市町村や県等がどのように対応するのかを検討しています。

コ 激甚ケースのシナリオ

発生した被害が甚大で、対策活動に大きな影響を与える「激甚ケース」を、応急対策ごとに検討しています。

(3) 想定条件（地震発生日時）

シナリオを検討する際の前提として、災害対策の実施にあたって、条件が厳しい「冬の18時発災」を中心に検討を行いました。「冬の平日5時」、「夏の平日12時」や「人の移動の多い時間帯」、「休日昼間」等の需要量や対策の実施に影響を与えると予想される条件については、特徴的となる部分についてのみ検討を行いました。

なお、中長期対応活動シナリオにおいては、特に対象とする地震の被害量や地理的要因によって需要量が左右されることから、シナリオ作成の前提条件は、被害量が最も多くなり、災害対策の実施にあたって最も条件が厳しい「冬の 18 時発災」に絞り込んで検討しました。また、津波避難シナリオにおいても、津波避難にとって条件が厳しい「冬の深夜（午前 0 時）」に絞り込んで検討しました。

(4) シナリオの作成方法

ア 被害シナリオ

被害想定結果を基に作成しています。

イ 県災害対策本部シナリオ

県地域防災計画、活動マニュアル、県業務継続計画等や過去の災害時の活動事例から作成しています。

ウ 応急対策別シナリオ

各ワーキンググループにおいて、次のような手順で検討が行われました。

① 定量的被害量に基づく対策需要量の推定

- ・ 定量的被害量から応急対策で必要となる要員、資機材量、対応量等を推定する方法を検討

② 供給可能量の推定（被災地内、県内、県外）

- ・ 被害と計画や要員・資材機材の整備状況から対応できる要員・部隊数、資機材量等を推定
- ・ 重要施設の被害想定を考慮

③ 対策項目の実施タイミング、内容・範囲、項目間の関連性の検討

- ・ 対策需要量と供給可能量の需給関係の分析（比較）
- ・ 需給関係の分析から、県、被災地、関係機関、応援機関に分けて、対策実施のタイミング、対策の実施内容・範囲（計画に対して実際に対応できる対策の内容や範囲）、対策の実施状況の波及影響を検討

④ 条件の違いによる特徴の検討

- ・ 前提条件の違いによる被害状況や対策実施状況の特徴的事項を検討

⑤ 激甚ケースのシナリオ検討

- ・ 激甚ケースとなる状況の設定と、その際の対応状況の想定と課題の検討

⑥ 対策課題の検討

- ・ シナリオから指摘される対策上の課題とその解決策の検討

エ 津波避難シナリオ

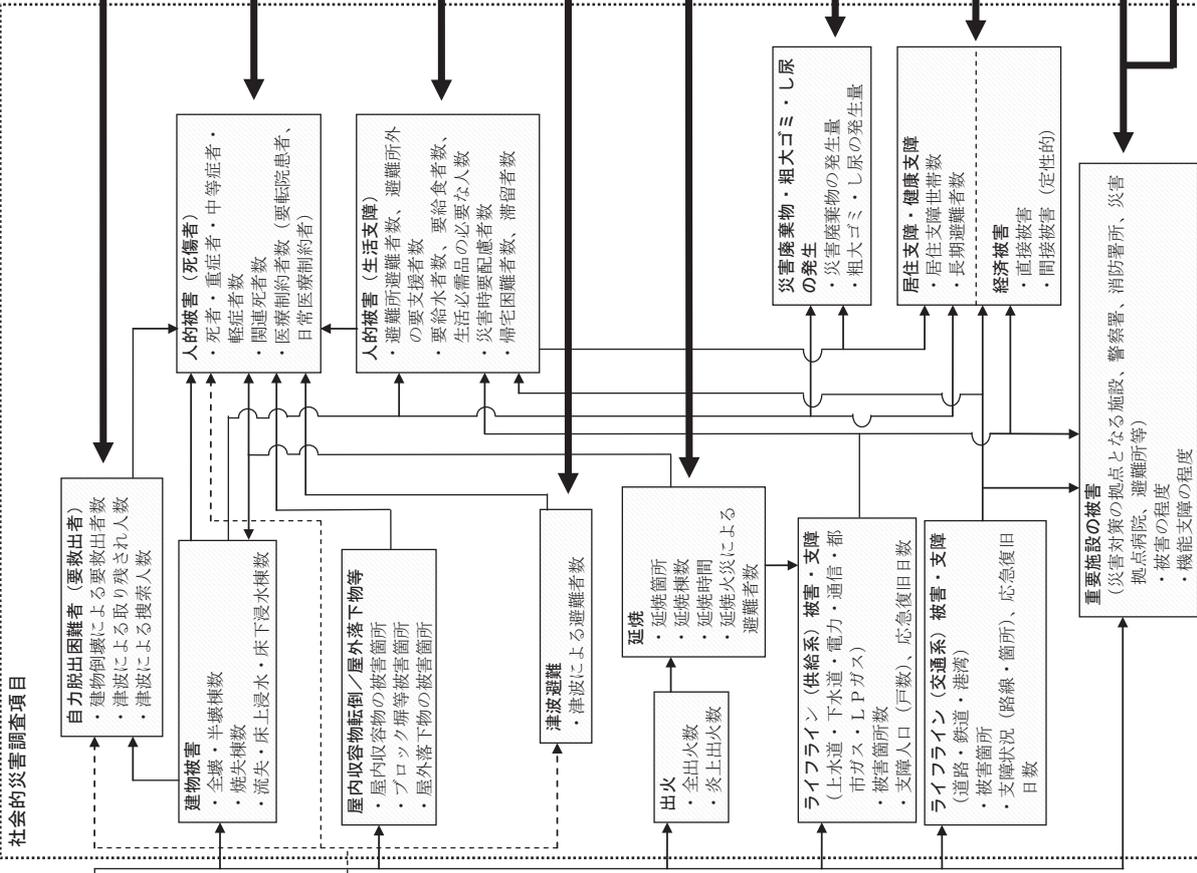
津波の波高、浸水状況、到達状況や県民アンケート調査による避難意向等をもとに、住民の避難行動と被害、各機関の活動状況を検討しました。

被害想定項目とシナリオの関係を次頁に示します。

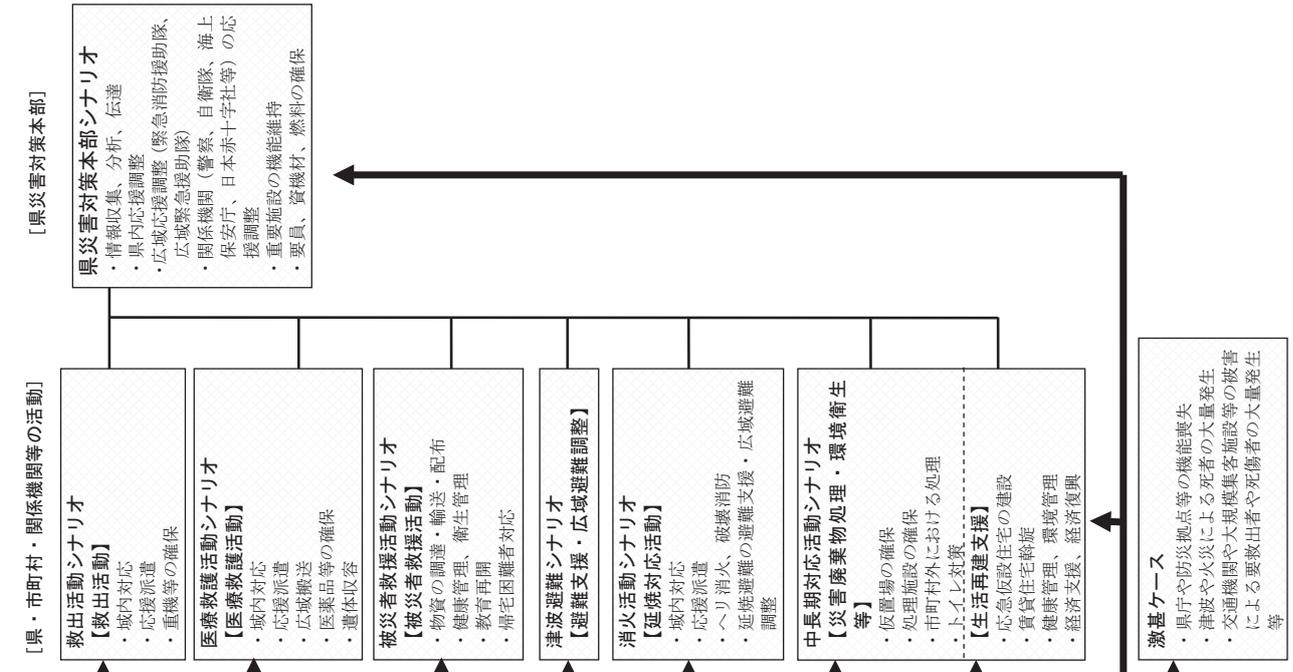
地震動等

- 自然災害調査項目
- 地震動
 - 震度・加速度・速度
 - 長周期
 - 液状化
 - 液状化危険度
 - 傾斜地崩壊
 - 危険度ランク
 - 津波
 - 浸水域
 - 津波高、到達時間

被害



シナリオ



(5) 都心南部直下地震のシナリオ（文章版）

ア 被害シナリオ

【発災～1時間後（午後6時～午後7時）】

横浜市、川崎市、横須賀三浦地域を中心に県東部で、建物倒壊や急傾斜地崩壊等による被害が多数発生する。県全域で310件の火災が発生し、そのうちの210件が消火されるが、残りは延焼する。自力脱出困難者（要救出者）が5,930人発生する。余震警戒の下、家族や住民等により救出活動が始まる。

横浜市、川崎市、横須賀三浦地域を中心に上水道、電気、通信、都市ガスの支障が発生する。さらに、県央地域と湘南地域の一部でも支障が発生する。道路は、横浜市、川崎市、横須賀三浦地域を中心に県央地域の一部でも、交通支障が発生する。横浜市と川崎市の一部に通行できない路線が生じる。約61万人の帰宅困難者が発生する。

【1～3時間後（午後7時～午後9時）】

住宅等に閉じこめられた人や、落下物等による軽症者が多数発生する。横浜市、川崎市を中心に、延焼が拡大する。延焼地区の周辺住民が、広域避難場所や近くの空き地に避難する。また、危険物の漏洩が発生する。救出要請が相次ぐが、消防・警察では対応しきれず、当初の生き埋め者のうちの7～8割は住民や消防団等によって救出される。避難者が指定避難所に集中するが、一部施設は被害があるため開設できない。

ライフライン関係機関は、応急復旧活動を開始する。高速道路では通行規制・点検作業が始まる。

【3～6時間後（午後9時～午前0時）】

横浜市、川崎市を中心に、延焼が拡大し、約2,300棟が焼失する。延焼により、熱傷患者が出始める。また、避難所にも負傷者が運び込まれる。延焼地区からの避難者が増加し、火災等で2次避難が必要な避難所が出る。深夜に入っても、救出活動が続けられるが、一部の地域で、暗いために救出活動を休止する。避難所に住民が集まり始めるが、一部では開設できない避難所が発生する。約61万人の帰宅困難者が発生し、一部が避難所や一時滞在場所に集まり始める。

緊急輸送道路等の道路点検・啓開が行われる。緊急交通路指定想定路の点検が始まる。

【6～12時間後（午前0時～翌日午前6時）】

横浜市、川崎市を中心に、延焼が拡大し、約9,400棟が焼失する。延焼からの避難者が最大となり、一部の一時避難者が、避難所に向かう。住民等により、安否確認、生き埋め者の確認作業が実施され、救出活動も実施される。避難所に避難者が集中する。

緊急交通路で交通規制が開始される。

【12～24時間後（翌日午前6時～翌日午後6時）】

焼失棟数は約37,600棟に拡大する。延焼からの避難者が最大となる。避難者は全体で約130万人となる。一部で、食料が不足する。電力が回復し始める。

【24～48 時間後（翌日午後 6 時～ 3 日目午後 6 時）】

木造倒壊建物からの救出活動は落ち着く。

【48～72 時間後（3 日目午後 6 時～ 4 日目午後 6 時）】

延焼は鎮火に向かう。鎮火した地区に、避難者が戻り始める。非木造倒壊建物からの救出活動が続く。延焼火災による広域避難や避難所間の移動が始まり、避難所以外への避難者が増える。電力が 30%回復する。死者 2,990 人、重症者 2,810 人、中等症者以下 59,930 人が、県東部に集中して発生する。

【72 時間後（4 日目午後 6 時）以降】

捜索活動は続く。避難所避難者は約 58 万人、避難所外避難者は約 58 万人となる。

イ 県災害対策本部シナリオ

○ 被害の概況

県庁は、建物自体には大きな被害は発生せず、継続して使用が可能と考えられる。ただし、停電、断水しており、都市ガスの供給も停止する。また、一般電話はつながりにくい状態となる。県庁に通じる主な道路は、一部に橋梁の被害があり、通行に支障が生じている。

【発災～1時間後（午後6時～午後7時）】

県庁内は、棚が倒れ、書類が散乱する。停電が発生し、エレベーターが停止する。自家発電に切り替わるが、一部で通信障害が発生し、連絡がとりにくい。庁舎内の安全確認、通信設備の点検等を行った後、施設、設備等の運用を開始する。また、県庁建物の応急危険度判定、点検、応急処置を実施する。散乱した書類等を片づけ、作業できる環境を整えようとするが、余震のため、度々中断する。

地震の発生と同時に災害対策本部（第2次本部体制・全職員配備）が設置される。知事から、第1回災害対策本部会議を2時間後に開催するように指示がある。市町村の相互応援の調整、現地の災害対策の実施のため必要となる地域県政総合センターに、地域調整本部又は現地災害対策本部の設置を指示する。一部の職員は余震の状況から、安全性の確認がとれないことから庁舎外に出たまま、なかなか庁舎内に戻れない。

震度情報ネットワークシステムや気象庁から震度情報を入手する。県防災行政通信網の一斉指令により、各市町村、関係機関に、災害情報管理システム等による災害対応状況、被害情報の伝達を依頼し、情報収集を試みる。震度情報から、被害が大きいと考えられる県東部の市町村及び消防（局）本部に、直接、電話での問い合わせを行う。国、近隣都県等との連絡窓口を確保する。警察本部のヘリ、横浜市消防局、川崎市消防局の消防ヘリからの映像を入手する。国、自衛隊に対し、ヘリによる被害情報収集を要請する。テレビ等により情報を収集する。

県内市町村、近隣都県、自衛隊、国等へ応援準備を要請する。また、消防庁へ緊急消防援助隊（救急部隊、消火部隊、救助部隊、ヘリ）の派遣を要請する。また、県内各消防機関に対して、派遣可能性を問い合わせ、応援調整を行う。

災害対策本部の設置等を発表（広報）する。災害対策本部用の臨時記者室を開設するとともに、ホームページ等による情報発信を開始する。

【1～3時間後（午後7時～午後9時）】

各市町村の被害情報（人的・物的）、ライフラインの被害情報、鉄道、道路等の被害情報を収集し、集まった情報のとりまとめ、分析を行う。必要に応じて被災地に、広域災害時情報収集先遣隊の派遣をする。また、被災市町村に、市町村連絡員を派遣する。

緊急消防援助隊指揮隊、横浜市消防局、川崎市消防局の連絡員が到着し、緊急消防援助隊調整本部が設置される。また、警察本部、自衛隊から連絡員が到着する。緊急消防援助隊、警察、自衛隊等応援部隊の集結場所を指定し確保する。国、警察、自衛隊、周辺自治体、県各局、市町村、関係機関等と、活動調整を開始する。負傷者の搬送、延焼火災への対応と避難の呼びかけ・避難誘導體制、救出活動の地域分担等の協議、調整が行われる。

第1回災害対策本部会議を開催し、第2回を22時に開催することが決定される。また、必要

に応じて本部連絡員会議を開催する。市町村に災害救助法適用の照会を行い、災害救助法の適用について国と協議し、決定する。

知事から直接、県民への呼びかけを行う。また、定期的に記者会見を実施する。ラジオ、テレビ局、新聞社、通信社等マスコミへ定期的な情報提供を開始する。

【3～6時間後（午後9時～午前0時）】

県庁に到着した国等の先遣隊や政府調査団等と情報を交換する。国、警察、自衛隊、周辺自治体、県各局、市町村、関係機関との活動調整が本格化する。また、地域県政総合センター単位の地域（ブロック）を越えた市町村の相互応援の調整を開始する。

【6～12時間後（午前0時～翌日午前6時）】

定期的に各市町村から被害報告を求める。また、国現地災害対策本部や派遣職員等と情報を交換する。国、警察、自衛隊、周辺自治体、県各局、市町村、関係機関等と活動調整を行う。近隣都県、自衛隊、国等へ追加の応援要請を行う。

【12～24時間後（翌日午前6時～翌日午後6時）】

初動対応が一段落し、本部の職員配置の見直しが行われる。県外や非被災市町村からの応援職員が到着し、応援を開始する。国、警察、自衛隊、周辺自治体、県各局、市町村、関係機関と活動調整を行う。定期的に災害対策本部会議を開催する。また、必要に応じて本部連絡員会議を開催する。

【24～48時間後（翌日午後6時～3日目午後6時）】

職員配備の見直しを行い、交替制を取ろうとするが、交代要員の不足のため、ほとんどできない。一部の職員が帰宅する。各種行政手続（一般業務）を順次再開する。

【48～72時間後（3日目午後6時～4日目午後6時）】

外部からの多数の要員が集まり、応援職員向けのスペースが不足する。通常業務が一部再開される。定期的に記者会見を実施し、ホームページ等で情報発信を行う。

ウ 医療救護活動シナリオ

○ 基本的な対応の流れ

県東部を中心に、重症者 2,810 人（うち手術が必要な人は 250 人）、中等症者 24,680 人、軽症者 35,250 人の医療対応が必要な負傷者が発生する。県内の 57 病院で、機能が著しく低下する。

このうち、手術は災害拠点病院のみ（通常の 2 割稼働）で行われるが、県東部で対応が終了するまでには 40～50 時間以上を要する。また、医療機関で受入れができない重症者は約 2,800 人に上り、これらを被災地以外の医療機関に搬送するには、県外や自衛隊等の応援を受けても 72 時間以上を要する。また、中等症者の対応については、DMAT による県外からの応援がある場合で 40～60 時間を要する。また、被災現場から医療機関までの搬送は、負傷者数が多いため、追いつかない。

【発災～1 時間後（午後 6 時～午後 7 時）】

被災地内の活動が継続できる病院では、患者の受入準備を進める。なお、災害拠点病院は、活動を継続する。ヘリポートのある病院では、開設準備が行われる。被災市町村では、病院の被害や負傷者の発生状況について、情報収集を開始するが情報は集まらない。被災地内の消防機関では、発災直後から、救急搬送を開始するが渋滞で時間が非常にかかる。

県では、医療救護本部が設置される。病院の被害や負傷者の発生状況について、情報収集を開始するが、情報は集まらない。関係機関・団体へ応援の準備を依頼し、その後、要請を行う。DMAT、ドクターヘリの出動を要請する。日本赤十字社神奈川県支部及び医師会に、救護班の出動準備要請を出す。被災地内の保健福祉事務所では、病院の被害や負傷者の発生状況について情報収集を開始し、ヘリポートの開設を指示する。

県内消防機関（非被災地）は、救急車の派遣準備を開始する。日本赤十字社神奈川県支部は、救護班等の出動準備を行い、血液確保の準備を開始する。緊急消防援助隊は、ヘリの出動準備を行う。県外医療機関は、DMAT の出動準備を行う。自衛隊は、ヘリ等の出動準備を行う。

【1～3 時間後（午後 7 時～午後 9 時）】

被災地内の医療機関では、トリアージが開始され、手術可能な病院では手術が実施されるが対応できる患者は非常に限られる。被災市町村では、県へ DMAT の派遣、搬送手段の確保・派遣の要請を行い、調整が開始される。また、救護所の設置準備を行うが進まない。

県では、第 1 回医療救護本部会議が開催され、被害状況の確認と応援体制を検討するが、被害状況が不明なため、十分な検討ができない。DMAT 派遣先・患者受入先の調整を開始する。さらに、医薬品確保のための搬送体制を確立するが協定先等と連絡がつかない。また、災害医療コーディネーター、統括 DMAT が参集し、DMAT 派遣調整本部を開設して、連絡調整を実施する。厚木基地に搬送拠点を設置することを決定する。

日本赤十字社神奈川県支部は、横浜市内、川崎市内の災害拠点病院への血液の輸送を開始する。

【3～6 時間後（午後 9 時～午前 0 時）】

被災地内の消防機関では、救急搬送が本格化するが、搬送患者数が非常に多く、追いつかない。

県では、第 2 回医療救護本部会議を開催し、DMAT 派遣先・患者受入先の調整を行う。

【6～12 時間後（午前0時～翌日午前6時）】

被災市町村では、県とのDMAT、搬送手段についての調整が本格化する。消防機関では、県内応援と緊急消防援助隊の救急車の第一陣が到着し、活動を開始する。県外からのDMATが到着し、被災地域外搬送を中心に活動を開始する。遺体安置所で受け入れを開始し、検視が開始されるが対応できる人数は限られる。

県では、搬送拠点の設置準備が行われる。

【12～24 時間後（翌日午前6時～翌日午後6時）】

ドクターヘリや緊急消防援助隊のヘリ、県内の消防ヘリが被災地に到着し、重症者等の被災地域外搬送が開始される。被災地内の医療機関では、酸素吸入患者等への対応や透析患者の対応調整が始まる。また、検視が本格化するが対応できる人数は限られる。

県では、関係機関に応援要請の追加が行われ、医薬品の確保・輸送が続く。各保健福祉事務所では、地域災害医療対策会議が開催される。

【24～48 時間後（翌日午後6時～3日目午後6時）】

被災地域外への医療搬送が続く。被災市町村では、救護所の活動が本格化する。透析患者等への対応が本格化する。

県では、透析患者の対応調整、検視活動の対応調整が行われる。

日本赤十字社の救護班が現地に到着し、活動を開始する。看護協会、心のケアチーム、歯科医師会等が出動準備を行い、一部は出動し始める。

【48 時間後（3日目午後6時）以降】

被災地域外への医療搬送が続く。県では、医療救護本部会議が朝・晩に開催され、応援の活動調整を行う。救護所への支援が本格化する。医薬品の確保・輸送が続く。各保健福祉事務所では、避難所や救護所における医療ニーズ把握が開始される。

エ 消火活動シナリオ

○ 基本的な対応の流れ

県東部を中心に多数の延焼火災（100箇所）が発生する。県内で14箇所の消防署所に被害が発生している。全国規模の応援を考慮した場合でも東京都等で被害が大きいため、十分な応援は受けられず、延焼の阻止は難しい。延焼危険が高い地域に応援を集中投入しても、延焼速度の状況によっては、鎮圧は難しい（発災24時間以内に必要な消防隊約425隊に対し、応援を含めて投入できる消防隊は117隊）。そのため、消防活動は部分的な地域や施設を対象とした延焼阻止を目的としたものとなる。また、延焼の拡大に伴って、広域の避難が行われる。

【発災～1時間後（午後6時～午後7時）】

被災市町村（横浜市・川崎市等）では、県に消防広域応援を正式に要請する。被災地の消防（局）本部では、情報収集を開始するとともに、職員の非常参集を行い、警防本部を設置する。出火が多数発生していることが予想されるため、出動に備えて消火部隊を待機させる。その後、延焼危険がある箇所の消火活動を優先することを決定する。ブロック地区内の消防（局）本部、県、総務省消防庁に対して、応援要請を行う。消防団も、発災直後に参集し、30分後から火災現場に出動し、消火にあたる。

県では、発災直後に、火災に関する情報収集を開始する。特に、国や消防、警察本部のへりから情報収集を行う。

県内応援消防（局）本部は、応援出動の準備を行う。しかし、多くの市町村で火災や被害が発生しているため、応援派遣できないと判断する消防（局）本部が多い。また、ブロック地区長は応援調整を開始するものの、応援できる消防（局）本部は非常に限られる。消防庁長官の出動指示により、緊急消防援助隊は、応援出動の準備を行う。

【1～3時間後（午後7時～午後9時）】

被災地の消防（局）本部では、延焼対応に消火活動の重点を変更し、延焼の拡大阻止、拠点施設の防御を行う。各ブロック内では、応援調整ができないため、県へ広域の消防応援を要請する。また、危険物漏洩のある事業所の周辺住民に対し、避難の呼びかけ（避難指示・勧告）、避難誘導を行う。消防団は、延焼地区への転戦、水利確保等を行う。

県では、緊急消防援助隊指揮隊が到着し、調整本部が設置される。横浜市・川崎市の消防局の連絡員が参集する。また、後方支援（燃料、資機材等の供給）を指示し、道路情報の収集・提供が行われる。さらに、活動拠点の開設準備を行う。

緊急消防援助隊は、指揮隊、先遣隊が出発し、指揮隊がへりで県庁に到着する。応援部隊が出発し、総務省消防庁は、被災状況の情報収集を継続する。また、危険物施設への緊急消防援助隊の応援派遣を要請する。

【3～6時間後（午後9時～午前0時）】

被災市町村では、延焼拡大の危険がある地域に避難指示・勧告が出され、住民に対して避難の呼びかけ（広報）が行われる。被災地の消防（局）本部では、延焼対応の消火活動が継続される。また、応援受入の準備のため、進出拠点に職員を派遣する。火災現場に、燃料、ホースの補給が

行われる。後方支援（燃料、資機材等の供給）の準備も開始される。消防団は、延焼地区への転戦、水利確保等を行い、残火処理、鎮火箇所の警戒にあたる。一部の団員が住民の避難誘導を行う。一部の住民が延焼地区に取り残されるが、対応できる要員がおらず、救助ができない。

県では、県内応援部隊、緊急消防援助隊の配分が検討される。活動拠点が開設され、火災に伴う避難指示・勧告の状況を把握しようとするが、いくつもの情報が錯綜し、正確な状況が掴めない。

緊急消防援助隊の先遣隊が現地に到着するとともに、後続部隊が順次出発する。消防庁では、被災状況及び活動実施状況の情報収集を行う。

【6～12 時間後（午前0時～翌日午前6時）】

被災地の消防（局）本部では、延焼阻止のための消火活動が継続される。危険物施設等への対応のため、緊急消防援助隊の派遣を要請する。この時期に、消火隊員の交代が必要となるが、隊員が確保できない。自衛消防隊で消火・漏洩対応できない事業所へ職員を派遣する。一部の消防団員を住民の避難誘導のために配置する。

県では、応援部隊の活動調整を行う。また、追加の応援要請が検討され、燃料、ホース等を追加調達する。

県西地域の一部消防本部から、応援の消火部隊が出発する。また、燃料やホースの後方支援の準備が始まる。

【12～24 時間後（翌日午前6時～翌日午後6時）】

横浜市内、川崎市内の延焼が拡大するため、被災地の消防（局）本部では、緊急消防援助隊を含めた延焼対応の作戦に移行する。応援部隊の活動調整が開始される。しかし、応援部隊を誘導する要員の確保に苦勞する。

県では、応援部隊の活動調整が続き、追加の応援要請が検討される。

県西地域の一部消防本部の応援部隊が現地に到着し、活動を開始する。緊急消防援助隊は、第1陣の部隊が現地に順次到着し、活動を開始する。

【24～48 時間後（翌日午後6時～3日目午後6時）】

延焼が拡大した地域では、広域の避難指示が出される。火災、危険物漏洩が発生している危険物施設等へ、緊急消防援助隊が対応にあたる。

県では、応援部隊の活動調整が続く。追加の応援要請が検討され、要請がなされる。

県西地域の一部消防本部から、後続部隊の出発準備が整い、出発する。緊急消防援助隊では、後続の応援部隊が順次到着し、活動を開始する。さらに、後続部隊が順次出発し、48 時間後以降には、順次被災地に到着し、活動を開始する。

オ 救出活動シナリオ

○ 基本的な対応の流れ

県東部を中心に多数の自力脱出困難者が発生する。このうち、レスキュー部隊が対応する必要がある場合（高難度救出）が660人、ある程度技術を持った人が簡単な資機材で対応する場合（中難度）が5,270人である。また、消防署所の14箇所、警察署の14箇所で建物の被害が発生する。

中難度救出については、横浜市で約18時間～28時間、川崎市で28時間～36時間の時間を要する。一方、高難度救出については、レスキュー隊の応援が限られるため、活動完了までに横浜市で約70時間、川崎市で70時間以上の時間を要し、救出活動が長時間に及ぶ。

【発災～1時間後（午後6時～午後7時）】

被災地の消防（局）本部では、閉じ込めに関する情報収集を開始する。また、大量の死傷者が発生する危険のある施設（駅・集客施設等）の情報収集を開始する。消防団は、発災直後に参集し、救出活動も実施するものの参集できる人数が少なく、活動が進まない。自主防災組織も、救助活動を開始しようとするが、救出箇所の情報収集に手間取る。

県では、救出箇所に関する情報収集を開始する。

多くの消防（局）本部では、地域内に火災や被害が発生しているため、応援派遣できないと判断する。また、ブロック地区長は応援調整を開始するが、調整ができない。緊急消防援助隊は、応援出動の準備を行う。警察本部は、ヘリや各警察署からの報告により被災状況の情報収集を行う。各警察署では被害情報の収集を続けている。機動隊の第1陣が出発する。自衛隊は、被災状況の情報収集を開始する。海上保安庁は、ヘリや巡視船等により被災状況の情報収集を開始する。

【1～3時間後（午後7時～午後9時）】

被災市町村では、救出要請が相次ぐ。暗闇の中、救出活動は難航する。閉じ込め者のうちの一部は住民や消防団等によって救出される。被災地の消防（局）本部では、延焼対応に力点を置き、救出に人員を割けない状況となる。消防団は一部では救出活動を実施する。

県では、緊急消防援助隊指揮隊の到着後に、調整本部を設置する。また、自衛隊の連絡幹部（LO）が到着する。後方支援（燃料、資機材等の供給）を指示し、道路情報の収集・提供を行う。また、活動拠点の開設準備を行う。

緊急消防援助隊では、指揮隊、先遣隊が出発し、指揮隊がヘリで県庁に到着する。応援部隊が出発し、警察本部では、応援部隊の第一陣が活動拠点に到着し、活動現場に移動して活動を開始する。機動隊の第2陣（レスキュー隊を含む）が出発する。自衛隊は、第1陣部隊が出発、県に連絡幹部（LO）を派遣する。

【3～6時間後（午後9時～午前0時）】

被災市町村では、照明、重機の確保が始まり、建設業者等に協力を要請する。また、住民等の安否確認作業が行われる。消防、警察、自衛隊の活動調整（担当現場の調整）が行われる。救出現場から、大型資機材調達の要請が入り始める。被災地の消防（局）本部では、緊急消防援助隊を含めた救出活動計画を検討する。

県では、応援消防部隊、自衛隊の配分について検討が行われ、派遣先等の調整、道路啓開、消

火等との活動調整を図るため、調整会議が開催される。また、活動拠点が開設され、応援受入の準備を行うため、進出拠点に職員を派遣する。

緊急消防援助隊の先遣隊が現地に到着するとともに、後続部隊が順次出発する。総務省消防庁では、被災状況及び活動実施状況の情報収集を行う。警察本部では、機動隊の第3陣が出発する。自衛隊は、第1陣の部隊が活動拠点に到着し、活動を開始する。第2陣の部隊が出発する。

【6～12 時間後（午前0時～翌日午前6時）】

被災市町村では、消防、警察、自衛隊の活動調整が行われる。同時に、県に対して、消防、警察、自衛隊、海上保安庁の追加応援の要請を行う。

県では、応援部隊の活動調整・再配分（部隊の移動を含む）を検討する。緊急消防援助隊の救助・救急隊、自衛隊、燃料・資機材等の追加を要請する。

県内応援消防（局）本部（県西地域の一部消防本部）では、応援部隊が出発する。

警察本部では、後続部隊が順次到着し、活動を開始する。自衛隊でも、後続部隊が順次到着し、活動を開始する。

【12～24 時間後（翌日午前6時～翌日午後6時）】

被災市町村では、生き埋め者の確認作業が続く。被災地の消防（局）本部では、救出活動が本格化し、応援部隊の活動調整が行われ、緊急消防援助隊を含めた救出活動対応に移行する。また、現場指揮所が開設される。

県では、派遣先等の調整、道路啓開、消火等との活動調整のため、調整会議が開催され、緊急消防援助隊の救助・救急隊、自衛隊、燃料・資機材等を追加調達が要請される。

【24～48 時間後（翌日午後6時～3日目午後6時）】

被災市町村では、消防、警察、自衛隊の活動調整（担当現場の調整）が続く。横浜市では28時間後に、川崎市では36時間後、木造倒壊建物の救出がほぼ終了する。ビル等の倒壊現場の救出は、継続されるが、救出は進まない。

県では、派遣先等の調整、道路啓開、消火等との活動調整が続き、追加の応援・調達を要請する。

カ 被災者救援活動シナリオ

○ 基本的な対応の流れ

県東部を中心に約 130 万人の避難者（うち、避難所避難者約 78 万人）が発生する。県内で 14 箇所の避難所が建物に被害を受ける。

必要となる飲料水や食料、生活必需品の数量と備蓄量を比較すると、特に飲料水、食料、毛布が大きく不足する。また、調整粉乳、小児用おむつ、大人用おむつ、仮設トイレについても、一部で不足する市町村がみられる。このうち、飲料水については、応急給水が行われる。食料、毛布、仮設トイレについては外部から調達・輸送する数量が多く、多量の緊急物資を輸送することが必要となり、トラック等の輸送手段の確保が課題となる。

【発災～3時間後（午後6時～午後9時）】

被災市町村では、早い段階で避難所開設指示が出される。避難所に指定されている教育施設には、避難者が集まり始めるが、開設が遅れるところがある。物資の調達・確保準備、応急給水の準備が始まる。

県は、必要物資の確保の要請を行う。消防庁や全国知事会、他の自治体等との連絡を取り、応援要請を行う。県立学校等の被害状況、児童・生徒・教職員の情報収集を開始する。救護所の設置状況の収集が開始される。国と災害救助法の適用を協議し、適用する。

要配慮者に関しては、被災市町村の担当者により、要配慮者の安否確認作業を開始しようとするが、要員が確保できない。また、福祉避難所の開設を指示する。帰宅困難者に関しては、事業所従業員の帰宅を控えるように指示をする。施設管理者等により施設の安全確保が行われ、一時滞在施設が開設される。また、情報収集が開始される。駅で情報提供が開始される。

【3～6時間後（午後9時～午前0時）】

被災市町村では、避難所開設の要員を避難所に配備し始めるが、配備できない施設もある。備蓄物資配布、応急給水が始まるが、配布要員が確保できず、輸送手段も無いため、十分に行き渡らない。そのため、応急給水、物資調達・確保、自衛隊派遣の要請を行う。

県では、物資拠点の開設を指示し、物資輸送・配送の活動調整が始まる。要配慮者担当は、要配慮者の安否確認を開始する。また、県施設の福祉避難所の開設を指示し、必要物資の準備依頼を行う。地域県政総合センターでは、被災市町村の被害と対応状況の情報収集を開始し、物資拠点、ヘリポートの開設を指示する。

要配慮者に関しては、要配慮者向けの物資提供を開始するが、物資と配布要員が確保できず、進まない。担当職員の福祉避難所等への派遣が行われる。帰宅困難者に関しては、一部の駅で滞留者が集中・混乱し、被害が大きい地域以外では、警察官等による雑踏整理が行われる。また、駅周辺の一時的滞在施設に移動する人も多く、そこで水・食料を提供するが、不足する。

【6～12時間後（午前0時～翌日午前6時）】

被災市町村では、一部救護所が開設され、活動が始まる。一部の児童・生徒を学校で保護していることを確認する。

県では、県立学校等の状況をほぼ把握するが、一部の児童・生徒を学校で保護していることを

確認する。

要配慮者に関しては、要配慮者向けの物資が不足し始める。また、要員が不足し始める。このため、市町村から県・関係機関へ要配慮者向けの物資の応援要請や、要員の増員要請が行われる。帰宅困難者に関しては、一時滞在施設に人が集中し、一時滞在施設から市町村に対して水・食料の提供依頼があるが、要員や輸送車両が確保出来ず、物資の配送ができない。

【12～24 時間後（翌日午前 6 時～翌日午後 6 時）】

被災市町村では、備蓄物資配布、応急給水が本格化する。また、物資が到着するが、車と要員が不足して配布できない。応急給水の応援が到着するが、十分足りていない。

県では、物資輸送・配送の活動調整が続く。

要配慮者に関しては、避難所に避難している要配慮者の状況の把握に務める。指定していない施設で自主的に要配慮者を受け入れた施設等に、福祉避難所の開設を求める。帰宅困難者に関しては、翌朝になって、職場に待機していた人が帰宅を開始する。また、一時滞在施設や避難所にいた帰宅困難者が移動を開始する。

【24～48 時間後（翌日午後 6 時～3 日目午後 6 時）】

被災市町村では、輸送車両や要員が不足し、物資輸送がほとんど進まない。県へ輸送車両と要員の派遣、自衛隊派遣の追加要請が行われる。

県では、広域避難者を受入可能な施設を把握し、受入施設の確認、協議を行う。福祉避難所の入所者の調整が行われる。

要配慮者に関しては、福祉避難所にさらに人が増え、要配慮者用の物資と要員の受け入れが開始される。帰宅困難者に関しては、3 日目夕刻までに一時滞在施設の滞留者がかなり減る。

【48～72 時間後（3 日目午後 6 時～4 日目午後 6 時）】

被災市町村では、輸送車両、要員が増強され、物資輸送が本格化する。ボランティアの受付・調整が開始される。県では、大口に限定した義援物資の受入を開始する。一部の市町村で、広域避難が開始される。

要配慮者に関しては、物資と要員の受け入れが本格化する。帰宅困難者はほぼ解消される。

【72 時間後（4 日目午後 6 時）以降】

被災市町村では、避難者のニーズ調査が始まる。在宅避難者や市町村外避難者への対応が求められる。

県では、物資の輸送調整や輸送体制の再構築を行う。本格化な要配慮者対応を指示する。ボランティア活動調整が始まる。地域県政総合センターでは、要配慮者等の安否確認のためのローラー作戦の準備が行われる。県内外の応援機関から、要配慮者担当職員等の応援派遣が開始される。

キ 中長期対応活動シナリオ

○ 基本的な対応の流れ

県東部を中心に必要な応急仮設住宅数は約 14 万戸となるが、このうち約 4 万戸が不足する。このため、避難所の解消が長期化することが想定される。また、廃棄物の処理能力も大きく不足し、地震や津波等の災害によって発生する災害廃棄物をはじめ、被災者や避難者の生活に伴い発生するごみ、し尿について、広域処理を行うことが想定される。なお、災害廃棄物等の処理にかかる実施時期については、最も早期に着手できる場合を想定し、目安として示したものであり、被害の状況によって、大きく変動する可能性がある。また、処理終了時期も大きく変動する可能性がある。

【発災】

被災した市町村と県では、被災状況調査が始まる。生活復旧に向け、被災者の状況・ニーズ把握が始まる。被災者の健康管理（感染症対策、こころのケアを含む）が開始され、相談窓口が設置される。県はこれらの支援を行う。罹災証明の受付、義援金の募集が開始される。学校の再開に向けた準備（施設や教員確保、学用品調達等）を開始し、学校等の再開準備の支援を開始する。

住宅関係では、被災状況や応急仮設住宅の必要戸数の把握が行われる。また、応急仮設住宅建設地の選定が開始され、公営住宅等の提供可能数や、民間借上げ住宅の提供可能数などの把握及び提供依頼等が行われる。さらに、住宅応急修理等住宅再建に対応するための体制準備が進められる。県は応急修理等住宅再建に対応するために、協力団体等へ支援の要請を行う。

災害廃棄物等処理関係では、ごみ処理施設、し尿処理施設の被害調査、資機材の調達可能性調査、災害廃棄物発生量の推計、仮置場の用地調整等が行われる。ごみ、し尿の広域処理に向けた調整を開始する。

経済復旧関係では、事業所等の被災状況調査が始まる。応援関係では、ボランティアセンターが設置され、ボランティアの受け入れが開始される。また、応援自治体からの派遣職員の受入準備、受け入れが開始される。県でもボランティアの受け入れを開始し、派遣先の調整が行われる。遺体処理（安置場所確保、火葬等）が開始され、県は支援を行う。

県では、災害救助法、生活再建支援法が適用され、義援金の募集が開始される。国は、緊急災害対策本部を設置するとともに、現地対策本部を設置する。また、被災状況調査が始まり、災害救助法、生活再建支援法の適用調整が行われる。

【2～3週間後】

被災市町村では、被災者生活再建資金、災害弔意金等の受付が開始される。また、医療救護班が救護所等で活動し、要配慮者対応が行われ、安否確認とニーズ調査が行われ始める。被災者の健康管理が始まり、こころのケアチーム等が活動する。県ではこれらに対して支援を行う。

住宅関係では、住戸タイプの戸数算定や入居条件などの調整が進められる。また、住宅の応急修理等住宅再建に関する広報の準備等が行われる。県では、関係機関及び協力団体との協議や、応急仮設住宅の仕様の検討、応急修理等住宅再建に関して、国や関係機関と基準の協議等を行う。

災害廃棄物等処理関係では、災害廃棄物の仮設処理施設、仮置場の用地調整が行われ、順次仮置場への搬入が始まる。

経済復旧関係では、事業所の状況・ニーズ把握が始まり、相談員を配置し、相談窓口が設置される。応援関係では、ボランティアの受け入れが本格化する。

【1ヶ月後から】

被災市町村や県では、震災復興本部が設置され、復興計画の策定が始まる。ほぼ全ての学校が再開される。被災者生活再建支援資金、災害弔意金等の取り扱いが本格化する。また、罹災証明の受付がピークを迎え、建物被災度判定の再調査案件が多数発生する。遺体処理支援はほぼ終了する。

住宅関係では、応急仮設住宅の建設地及び配置計画案が作成される。また、入居者募集等が開始される。また、応急修理等住宅再建の相談窓口の設置が始まる。県では、応急仮設住宅の最終必要戸数の算出、契約図書の審査、入居募集等に関する市町村との調整や仮設住宅建設における事業者との調整が進められる。

災害廃棄物等処理関係では、災害廃棄物処理の実行計画の策定が行われる。引き続き、仮設処理施設、仮置場の用地確保に向けた調整を行う。また、災害廃棄物の広域処理に向けた調整を行う（調整が整った自治体で順次処理を行う）。

【2・3ヶ月後から】

被災市町村では、被災者の健康管理が続く。震災関連死の申請が行われ、審査が開始される。県は、震災関連死の審査基準等を提示する。罹災証明発行のため、建物被災度の再調査が求められることが多くなり、応援職員等を含めて調査を実施する。また、義援金の配分委員会（1次）が開催され、配分が行われる。応急仮設住宅の建設や入居手続きが進められ、入居が始まる。

災害廃棄物等処理関係では、調整が整ったものから、順次仮設処理施設の建設が開始される。稼働が可能となったものから、順次既存施設で処理が開始される。

融資、金利補助、税の減免の受付が開始される。応援関係は、派遣職員の受け入れが本格化する。

【6ヶ月後から】

被災市町村では、震災復興計画案が提示される。収入等の生活復旧に関する相談や住宅再建に関する相談が増える。応急仮設住宅の入居が本格化し、住宅応急修理の受付がピークを迎える。融資、金利補助、税の減免の受付が本格化し、各種経済振興策（イベント等）が実施される。

【1年後から】

被災市町村では、震災復興計画について地区別の協議が行われる。被災者の健康管理が続くが、医療救護班は撤収し、要配慮者対応も一段落する。こころのケアチームは、継続して活動する。応急仮設住宅の建設が終了し、1年後を目処に住宅応急修理の受付が終了する。県では、復興に係る各種施策が始まる。また、震災復興計画が決定し、同時に復興状況の追跡調査が開始される。

【2年後以降】

被災市町村では、震災復興計画が決定し、復興に係る各種施策が始まる。災害復興住宅の入居者募集が開始され、応急仮設住宅から退去する人が出始める。概ね3年で災害廃棄物処理が終了する。県は、復興状況の追跡調査を続ける。

(6) 南海トラフ巨大地震のシナリオ（文章版）

ア 津波避難シナリオ

【発災（深夜0時）】

緊急地震速報が房総から九州地方にかけて太平洋沿岸部に発表される。その後、大きな揺れが約3分続く。神奈川県内の大部分が震度5弱～5強の揺れで、一部に震度6弱や震度4の地域がある。テレビ、ラジオでは津波注意の呼びかけが放送される。一部の市町では、沿岸地域の住民に対し、防災行政無線で避難の呼びかけが行われる。

【約3～5分後】

気象庁が、地震発生後約3分で、震度情報、大津波警報（特別警報）を発表する。テレビ、ラジオで「太平洋沿岸部に大津波警報が発表された」旨を放送する。県から市町に大津波警報発表を伝達する。J-Alertでも大津波警報が伝達される。すべての市町が避難指示を発令する（防災行政無線、サイレン、広報車、携帯メール等）。

【約5～15分後】

気象庁が、大津波警報（特別警報）、各地の予想津波高さ、第1波の到達予想時刻を発表する。これを受け、テレビ、ラジオで、大津波警報（特別警報）、各地の予想津波高さ、津波到達予想時刻を放送する。

地震発生5分後までに住民の約3割が避難を始める。一部の消防（局）本部や警察は、大津波警報に加えて、予想津波高さ、第1波の到達予想時刻を広報し、避難の呼びかけを行う。

【約15～30分後】

避難の準備や家族がそろいのを待つなどした住民（全体の約6割）が、指定避難場所や近くの高台等へ避難を開始する。しかし、住民の約1割が避難せずに家に残る。家に残っている人を、家族や知人等が説得に当たるが避難しない。漁港等では、船を沖出しする人がいる。

暗闇の中、地域の役員、消防団員、水防団員、民生委員、行政職員等が、地域住民への避難呼びかけ、避難誘導に当たり始める。消防や警察は、津波避難広報を継続して実施する。すべての市町で避難指示が繰り返し広報される。一部の市町は広報車を出して、津波に関する広報を始める。消防や警察は、職員、消防団員に津波危険域内からの撤退指示を出す。

【約30分～1時間後】

約30分後に湯河原町、小田原市、平塚市、藤沢市、三浦市に最大水位2～9mの津波が到達する。また、約40分後に鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市（久里浜より以西）に、最大水位2～9mの津波が到達する。避難せずに自宅にとどまっていた人が、自宅の2階以上に避難する。しかし、全壊建物に残っていた人や避難途上の人が津波に巻き込まれる。

車で避難している人が多数いて、主要道路等では渋滞が発生する。一部の避難場所等が満員となり、一部では他所への移動の指示が出る。

一部の要配慮者施設・病院等では、収容者や入院患者等を、車を使って搬送し始めるが、介護

者や車両等が不足し、手間取っている。安全な避難場所や高台への避難が困難と判断した要配慮者施設・病院等では、施設の上階に要配慮者を退避させる。沿岸市町では、津波避難の呼びかけが続けられる。

【約1～2時間後】

約1時間後に横須賀市（本港）、横浜市、川崎市に最大水位1～3mの津波が到達する。避難していなかった人が、自宅の2階以上に避難する。しかし、全壊建物に残っていた人や避難途上の人々が津波に巻き込まれる。津波による死者は全県で1,710人となる。

【約2～4時間後】

避難所では、津波に巻き込まれて低体温症になった人が多数運び込まれ、心不全等で体調を崩す人が発生し、医療救護が必要となる。浸水域に取り残された人の救助活動は、地元の消防機関・消防団等により実施されるが、暗闇で救助活動は進まない。

【約4～6時間後（翌朝）】

ほとんどの人が高台の避難場所や避難所、最寄りの高台の空き地等で過ごす。浸水した地域に取り残された人は、救助を待って夜を明かす。

【約6時間後（翌朝）～2日目】

大津波警報から津波警報に切り替わるが、津波警報は継続中である。浸水域では、水の引かない場所が多い。一部でヘリによる救助活動が実施される。

【3日目】

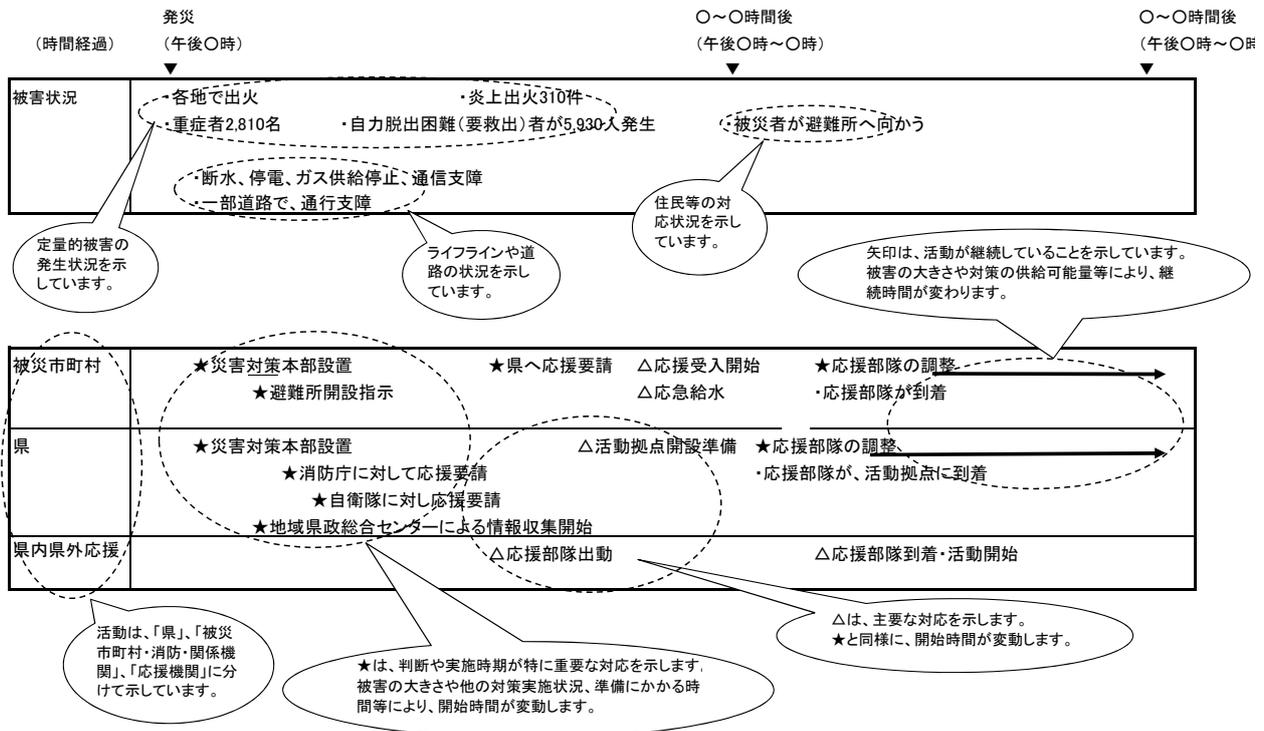
津波注意報に切り替わる。浸水域に取り残された人々の救助活動が続くが、がれきや漂流物に阻まれ、未だに救助できない人がおり、懸命の捜索活動が続く。屋外に取り残された人の中には、低体温症のため亡くなる人が出る。

(7) フローチャート版のシナリオ

ここでは、(5)で述べた都心南部直下地震のシナリオを一つのフローチャートにまとめた「全体シナリオ」と各対策項目別のシナリオ、及び(6)で延べた南海トラフ巨大地震の津波避難シナリオを示します。

ア シナリオ（フローチャート版）の見方

シナリオの凡例



イ 全体シナリオ(都心南部直下地震:冬18時発災)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応 △:その他の主要な対応 ・:主要な状況

(時間経過)	発災 (午後6時)	1~3時間後 (午後7時~9時)	3~6時間後 (午後9時~午前0時)
被害状況	<p>死者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症者2,810人 ・中等症者以下59,930人 ・57病院が著しく機能低下 <p>火災関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地で出火 ・炎上出火310件 ・1次運用で消火できなかった出火点100箇所 <p>閉じ込め関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県東部地域等を中心に、自力脱出困難(要救出)者が5,930人発生 ・余震警戒の下、家族や住民等により救出活動が始まる <p>避難者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物崩壊、急傾斜地崩壊による被災者が発生 ・ライフライン途絶による避難者が発生 <p>ライフライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断水、停電、ガス供給停止、通信支障 <p>道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部道路で、通行支障 	<ul style="list-style-type: none"> ・救出要請が相次ぐが、消防・警察では対応しきれない ・要救出者のうち7~8割は住民や消防団等によって救出される ・被災者が避難所へ向かう ・避難者約130万人 ・ライフラインの応急復旧開始 ・高速道路で通行規制・点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱傷患者が出始める ・避難所にも負傷者運び込まれる ・焼失約2,300棟 ・延焼地区からの避難者が増加 ・火災等で、さらに避難が必要な避難所がある ・一部の地域で、救出活動を休止 ・一部の地域で、救出活動を休止 ・一部では開設できない避難所が発生 ・約61万人が帰宅困難 ・帰宅困難者の一部が避難所や一時滞在場所に集まり始める ・緊急輸送道路等で点検・道路啓閉 ・緊急交通路指定想定路の点検

県	<p>全体・応援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ★災害対策本部設置 ★地域調整本部設置 ★現地災害対策本部設置 ★応援準備要請(消防庁、警察、自衛隊) ★消防庁に対し応援要請 ★自衛隊に対し、ヘリの応援要請(搬送) ★県内の各消防へ派遣可能性問い合わせ ★県内の各消防へ応援要請 ★消防庁に対して応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ★先遣隊による調査開始 ★市町村連絡員の派遣 ★災害救助法の適用検討 ★災害救助法の適用 ★地域県政総合センターによる情報収集開始 △緊急消防援助隊の幹部が県庁に到着(緊援隊調整本部設置) △横浜市消防・川崎市消防の連絡員到着 △自衛隊の連絡幹部(LO)が県庁に到着 ★応援部隊の配分を調整 	<ul style="list-style-type: none"> △政府調査団が県庁に到着
医療担当	<ul style="list-style-type: none"> △医療機関の被災状況、負傷者の発生状況の情報収集開始(市町村、保健福祉事務所、医師会、拠点病院) ★医療看護本部設置 ★各機関に応援準備を要請 △EMIS稼働開始 ★県内DMAT、都道府県に対してDMAT派遣、ドクターヘリ派遣を要請 ★DMAT調整本部設置 △日赤に血液確保を依頼 △県内業者に医薬品、医療資機材の確保を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> △県東部で負傷者が集中発生していることを確認 △血液、医薬品、医療資機材の確保状況を確認 ★第1回医療看護本部会議 ★県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊による負傷者の広域搬送の応援要請が必要であることを連絡 ★統括DMAT、災害医療コーディネーター参集 	<ul style="list-style-type: none"> ★第2回医療看護本部会議 ★応援要請調整(DMAT、救急部隊、ヘリ) △搬送の調整開始 ★医療救護班の派遣要請 県医師会等に医師派遣を要請
消防担当	<ul style="list-style-type: none"> ★情報収集開始 ★ヘリコプターによる情報収集開始 	<ul style="list-style-type: none"> △活動拠点開設準備 ★緊急消防援助隊調整本部設置 ★後方支援を指示(燃料、ホース、食糧等の調達) △照明、重機の調達を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ★県内応援部隊の配分を検討 ★緊急消防援助隊の配分を検討 △活動拠点開設 △活動拠点に受入開始
救出担当	<ul style="list-style-type: none"> ★救出箇所に関する情報収集開始 		<ul style="list-style-type: none"> △避難指示状況を把握開始 ・被害情報は入らず、全体状況がわからない ★救出活動に関する活動調整(第1回)(県、緊急消防援助隊、県代表消防、警察、自衛隊) ★後方支援を指示(資機材、食糧等の調達)
広域避難・物資担当	<ul style="list-style-type: none"> ★県備蓄物資を輸送準備 ★緊急交通路を調整 ★協定先に物資確保を依頼 調達可能量を問い合わせ ★関係機関に物資提供を依頼 △教育施設の被害、児童生徒の安否確認開始 △救護所の設置状況の収集を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ★市町村に避難状況問い合わせ ★協定先等への物資調達を正式要請 ★自衛隊に対し、物資輸送、応急給水を要請 	<ul style="list-style-type: none"> △市町村から避難状況が入り始める △要請のあった県施設を避難所として開設指示 ★物資供給拠点の開設準備 △物資拠点の開設 ★交通輸送手段の確保準備 △交通輸送手段の確保開始 ★物資輸送・配送の活動調整本格化 △救護所の活動支援の準備開始
県保健福祉事務所(被災地)	<ul style="list-style-type: none"> △管内の医療機関の被災状況、負傷者の発生状況の情報収集開始(市町村、医師会、拠点病院) △レポート開設指示 		<ul style="list-style-type: none"> △DMAT、搬送手段の応援要請
広域搬送拠点(厚木基地)	<ul style="list-style-type: none"> △SCU開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> △拠点設置を決定 	<ul style="list-style-type: none"> △SCU開設のため、担当者参集、機器を準備

▲
発災
(午後6時)

▲
1~3時間後
(午後7時~9時)

▲
3~6時間後
(午後9時~午前0時)

6～12時間後 (午前0時～午前6時)	12～24時間後 (翌日午前6時)	24時間後 (翌日午後6時)	48時間後	72時間後
・焼失約9,400棟 ・一部の一時避難者が、避難所に向かう	・焼失約37,600棟 ・延焼からの避難者が最大となる		・延焼は鎮火に向かう ・鎮火した地区に、避難者が戻り始める	
・住民等により、安否確認、生き埋め者の確認作業実施		・木造倒壊建物の救出は、落ち着く	・非木造倒壊建物からの救出が続く	・捜索活動続く
・避難所に避難者が集中	・一部避難所で、食料が不足する	・火災避難等で避難者が増える	・延焼火災による広域避難や避難所間の移動が始まる ・避難所以外への避難者が増える ・避難所避難者約58万人 ・避難所外避難者約58万人	
	・電力が回復し始める		・電力は30%回復	
・緊急交通路で、交通規制				
★追加の応援要請	★追加の応援要請			
★第3回医療救護本部会議	★第4回医療救護本部会議	★第5回医療救護本部会議		
			△救護所の活動支援本格化 △透析患者等の対応調整 △検視・検案活動の調整	△救護所の設置状況ほぼ確認
★応援部隊の活動調整 ★追加の応援要請 △燃料、ホース等を追加調達	★応援部隊の活動調整 ★追加の応援要請 △燃料、ホース等を追加調達	★応援部隊の活動調整 ★追加の応援要請 △燃料、ホース等を追加調達		
	おおよその状況が判明する			
★応援部隊の配分を検討 (部隊、資機材、重機)	★救出活動に関する活動調整(第2回) ★追加応援の配分先検討	★救出活動に関する活動調整(第3回) ★追加応援の配分先検討 ★追加の応援要請		
	△広域避難の受入可能市町村の問い合わせ △福祉避難所の開設要請	△福祉避難所を開設、入所者を集める △福祉避難所の入所者調整 △物資不足地区の把握に努める △物資不足地区への物資輸送を調整		△ほぼ被災市町村の避難状況判明 △新たな福祉避難所を開設 △要配慮者の本格的な安否確認、ニーズ把握、物資の提供 △地域ブロック間における物資の輸送調整、職員の派遣調整開始
	△物資輸送・配送の活動調整が続く △小口物資お断りをホームページやマスメディアを通して呼びかけ(以降継続)		△物資が本格的に到着し始める	△ボランティアの調整開始
△教育施設の被害、児童生徒の安否確認状況の収集				
★地域災害医療対策会議開催 △血液、医薬品、医療資機材の調達依頼	★地域災害医療対策会議開催	・最初の医療救護班を受入れ		・避難所や救護所における医療ニーズ把握開始
△SCU開設 △搬送可能な重症者、中等症者を搬送開始				

イ 全体シナリオ(都心南部直下地震:冬18時発災)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応 △:その他の主要な対応 ・:主要な状況

(時間経過)		発災 (午後6時)	1～3時間後 (午後7時～9時)	3～6時間後 (午後9時～午前0時)
被災地内 災害拠点病院 一般病院		・軽症者未院 △院内の被害調査 △災害時対応の準備 △EMIS等で応援要請を行う △ヘリポートのある病院で開設準備	・軽症者集中 ・重症者未院始まる	△重症者が運び込まれるが手術ができない
被災市町村	全体・応援要請	★災害対策本部設置 ★消防庁、県へ被害報告	★県へ応援要請(緊急消防援助隊・県内消防応援) ★県へ応援要請(自衛隊) ★関係機関へ応援要請	★災害救助法の適用申請検討
	医療救護	△管内の医療機関の被災状況、負傷者の発生状況の情報収集開始(医師会、拠点病院)	★県(保健福祉事務所)に対して応援要請(DMATや救護班の派遣、患者の域外搬送、医薬品の確保) △医師会に対して救護所の設置の協力要請 △負傷者の発生状況、医療機関の状況について報告	△遺体措置の準備 (安置所の設置、資機材の準備等)
	消火		・火災の延焼拡大	★延焼地区に避難指示が出される
	救出	・市内各所で生き埋め発生の情報が入り始める		★照明、重機の確保が始まる (建設業者等に協力要請) ★県へ追加要請 (消防、自衛隊、海保、重機や照明)
	被災者救護	★避難所開設指示 △避難所に職員を派遣	△避難所となる施設の状況が入り始める △避難所の救護所の開設準備 △学校施設被害・児童生徒の安否確認 ・一部の児童生徒を学校で保護	・避難所に避難者が集中し始めているとの情報が入る △県施設を避難所として開設要請
	物資確保		△備蓄物資の提供準備開始 △物資拠点の開設準備 △応急給水準備	△備蓄物資の提供開始 ★物資確保に関して 応援要請(県、関係機関) △応急給水開始:給水が行き渡らない ★応急給水に関して応援要請 (県、関係機関、自衛隊等) △物資拠点開設
被災地消防(局)本部		△救急活動開始 △被害状況収集 △監視カメラ、高所見張りにより火災覚知 △消防施設・設備の安全確保 △危険物施設の情報収集開始 ★職員の非常参集 ★警防本部設置	△出火が多数あるため △延焼危険のある出火場所へ出動、消火にあたる △一部の現場で活動に障害 △応急措置の実施 △火災・漏洩が発生している危険物施設で 自衛消防隊が対応 △危険物漏洩のある事業所周辺住民に対し避難指示・勧告 ★各ブロック内では、応援調整ができないため、 県へ広域の消防応援を要請	△域内搬送が本格化 △応援受入準備 △燃料・ホース等の補給が行われる ・被害情報が入らず 全体の状況がわからない
被災地消防団 被災地自主防災組織		△消防団が出動 △生き埋め現場から救出要請	△1次運用で消火にあたる △消火できない現場へ転戦	△延焼対応の支援にあたる △一部消防団員が避難誘導

6～12時間後 (午前0時～午前6時)	12～24時間後 (翌日午前6時)	24時間後 (翌日午後6時)	48時間後	72時間後
△DMATの第1陣が到着・活動開始	△DMATの第2陣が到着・活動開始 △透析患者等の対応開始	△透析患者等の対応本格化		
△DMAT、搬送の活動調整 △一部の救護所が開設され、救護所に医師が参集、活動が始まる △検視開始 △遺体安置所で受入開始	★医薬品・物資等の確保要請 △救護班派遣要請 △検視本格化	△救護所の活動が本格化	△検視・検案を継続	
★避難指示の区域が拡大	★一部延焼地域で、避難指示の区域がさらに拡大される	★火災による広域避難指示を発令		
★消防、警察、自衛隊の活動調整(担当現場の調整等) ★関係機関へ追加要請 ★大型資機材等の追加手配	△おおよその要救出現場数把握 ・生き埋め者の確認作業続く	★消防、警察、自衛隊の活動調整(担当現場の調整等) ★県へ追加要請(消防、自衛隊、海保、重機や照明) ★関係機関へ追加要請 ★大型資機材等の追加手配		
△避難所の状況を収集	・人が溢れる避難所が発生 ★避難者の一部を、他の避難所へ移動させる △指定避難所の避難状況・避難者数を収集	・市内の避難所で収容しきれない ・指定避難所以外の避難状況を把握し始める	△避難者数を把握(以降12時間毎に把握)	★避難所開設状況をほぼ把握 △避難所となる施設の状況が把握しきれない △避難者に対するニーズ調査 △児童生徒の引き渡しほぼ終了 △児童生徒の安否確認ほぼ終了
・備蓄物資が足りなくなる	△物資の受入開始 △応急給水の受入開始 ・車と要員が不足し、物資拠点から各避難所への物資配分が進まない	△物資の受入 △受け入れた物資を避難所等に配布開始 △県へ輸送車両と物資の管理・積み下ろし要員の派遣を要請 △県へ自衛隊派遣の追加要請(輸送)	△義援物資の受付開始 △自衛隊、民間からの輸送車両、要員が増強 △物資拠点から各避難所への物資輸送が本格化 △ボランティアの派遣先調整等開始	△市町村ボランティアセンターを開設
△県内応援の第1陣(救急部隊)が到着 △応援受入開始	△一部の救急車等による被災地域外への搬送が始まる ★緊急消防援助隊を含めた作戦に移行	△本格的な後方支援(応援部隊含む)が始まる(職員交替、食料、宿泊、燃料等)		
△火災・漏洩が発生している危険物施設に消防部隊が活動開始	△火災・漏洩が発生している危険物施設で緊急消防援助隊が活動開始	△通電火災への注意呼びかけ		
★応援部隊の調整 △応援部隊による救出作業が始まる	★応援部隊の調整 ・生き埋め者の確認作業続く △応援部隊を含め救出作業が本格化			
△延焼阻止活動支援が続く △避難誘導のために団員を配置		△消防団員による避難誘導が続く		

イ 全体シナリオ(都心南部直下地震:冬18時発災)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応 △:その他の主要な対応 ・:主要な状況

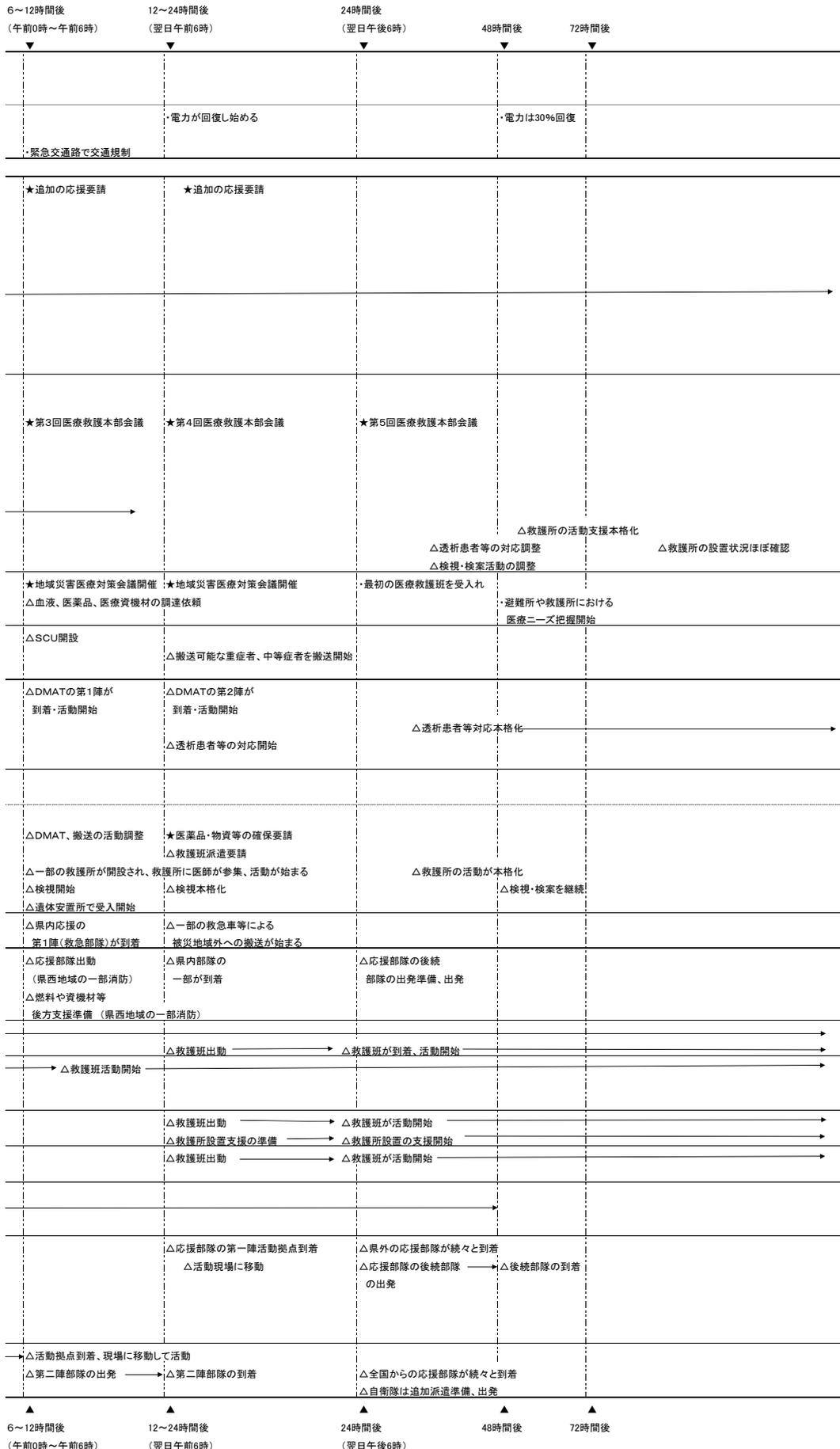
(時間経過)	発災 (午後6時)	1~3時間後 (午後7時~9時)	3~6時間後 (午後9時~午前0時)
県内応援消防	△応援出動準備 △自市区町村内を警戒被害調査開始	△消防広域応援要請を受ける △市町村内で火災・被害が発生しているため応援派遣できない ★ブロック地区長は応援部隊を調整するが地区内では対応できないと判断 一県へ応援要請	
県内応援市町村	△一部の市町村で、応援準備を開始		△一部の応援が出発、後続部隊準備(給水車、食料等) △重症者の受入れがー
県内応援医療機関	△院内の被害調査 △救護班出動準備	△負傷者受入れ準備 △一部の病院のDMATが出発	△重症者の受入れがー △救護班派遣要請を受ける 本格化
日赤県支部	△救護班出動準備 △血液センターで血液確保の準備 △関係機関の情報収集開始	△日赤本社で調整開始 △被災地に向けて血液輸送開始	△救護班派遣要請を受ける △救護班出動
医師会	△救護班出動準備 △関係機関の情報収集開始		△救護班派遣要請を受ける
県外応援医療機関	△救護班出動準備 △負傷者受入れ準備		△救護班派遣要請を受ける
厚生労働省DMAT事務局	△関係機関の情報収集開始 ★医療救護本部立ち上げ △EMIS稼働開始	△DMATの準備状況確認 ★DMATの派遣調整・指示開始 ★DMAT派遣先指示	
緊急消防援助隊消防庁	★応援出動準備 △消防庁より応援派遣の準備要請 △消防庁より被災県、被災消防に問い合わせ	△緊急消防援助隊出動要請を受ける △都道府県に出動要請	△応援部隊出動 △指揮隊出動 △先遣隊出動 △後続部隊の出発 △指揮隊が県庁に到着 △先遣隊現地に到着
警察本部	★警備本部設置 △被害情報収集・伝達開始 △道路被害確認開始	△県機動隊の出動 △後続部隊の出発	△県機動隊の第一陣活動拠点到着 △活動現場に移動して活動 △県内の後続部隊が到着
自衛隊	△被害調査活動開始 △出動準備	△出動要請を受ける △第1陣部隊出発 △LOを各自治体に派遣開始	△活動拠点到着、現場に移動して活動 △第2陣部隊出発
海上保安庁	△被災状況の情報収集開始(ヘリ、巡視船等)	△ヘリ、巡視船等による被害情報収集	△沿岸部の救助活動を実施
道路管理者	△発災後速やかに、道路点検	緊急交通路指定想定路の点検	
TEC-FORCE	△被災状況の情報収集開始(ヘリ等)	△TEC-FORCE出動 △国交省職員が県、市町村に参集	△被災地で道路啓開等の活動開始
その他	△職員及び物資・資機材等の派遣準備 △国は、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の開設を指示 △国から被害状況等の照会があり、都も被災する中、強力な応援を要請		△国や政令市等は、先遣隊を神奈川県に派遣 △関東ブロック、全国知事会等が被害状況等の情報収集 △国は仮設トイレ、水等の物資、資機材の輸送準備
要配慮者対応	△要配慮者の安否確認を開始	△福祉避難所の開設指示	△要配慮者向けの物資提供開始 △担当職員を福祉避難所に派遣し、被害と開設状況把握
帰宅困難者対応	△施設管理者等が施設の安全確保 △施設管理者から、人の滞留状況に関する情報収集開始 △駅でも情報提供を開始 △事業所従業員の帰宅を控えるよう広報 △鉄道情報、道路情報等を提供開始 △一時滞在施設開設		△被害が大きい地域以外では、警察官等による雑踏整理が行われる △一部の徒歩帰宅者に水・食料を提供



ウ 医療救護活動シナリオ(都心南部直下地震:冬18時発災)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応 △:その他の主要な対応 ・:主要な状況

(時間経過)		発災 (午後6時)	1~3時間後 (午後7時~9時)	3~6時間後 (午後9時~午前0時)
被害状況	死傷者関係	・重症者2,810人 ・中等症者以下59,930人 ・57病院が著しく機能低下		・熟傷患者が出始める ・避難所にも負傷者運び込まれる
	ライフライン 道路	・断水、停電、ガス供給停止、通信支障 ・一部道路で、通行支障	・ライフラインの応急復旧開始 ・高速道路で通行規制・点検	・緊急輸送道路等で点検・道路啓開 ・緊急交通路指定想定路の点検
県	全体・応援要請	★災害対策本部設置 ★応援準備要請 (消防庁、警察、自衛隊) ★消防庁に対し、救急部隊、消防ヘリの応援要請(搬送) ★県内の各消防へ派遣可能性問い合わせ ★県内の各消防へ応援要請 ★消防庁に対して応援要請	★先遣隊による調査開始 ★災害救助法の適用検討 ★災害救助法の適用 ★地域県政総合センターによる情報収集開始 △緊急消防援助隊の幹部が県庁に到着(緊援隊調整本部設置) △横浜市消防・川崎市消防の連絡員到着 △自衛隊の連絡幹部(LO)が県庁に到着 → ★救急部隊、ヘリの配分を調整 ★自衛隊に対し、ヘリの応援要請(搬送)	
	医療担当	△医療機関の被災状況、負傷者の発生状況の 情報収集開始(市町村、保健福祉事務所、医師会、拠点病院) ★医療救護本部設置 → ★関係機関へ応援要請 ★各機関に応援準備を要請 ★県災対に対して、県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊による △EMIS稼働開始 負傷者の広域搬送の応援要請が必要であることを連絡 ★県内DMAT、都道府県に対してDMAT派遣、ドクヘリ派遣を要請 ★DMAT調整本部設置 △日赤に血液確保を依頼 △県内業者に医薬品、医療資機材の確保を依頼	△県東部で負傷者が集中発生していることを確認 △血液、医薬品、医療資機材の確保状況を確認 ★第1回医療救護本部会議	★第2回医療救護本部会議 ★応援要請調整 (DMAT、救急部隊、ヘリ) △搬送の調整開始 ★医療救護班の派遣要請 県医師会等に医師派遣を要請
	県保健福祉事務所 (被災地)	△管内の医療機関の被災状況、負傷者の 発生状況の情報収集開始(市町村、医師会、拠点病院) △ヘリポート開設指示		△DMAT、搬送手段の応援要請
	広域搬送拠点 (厚木基地)	△SCU開設準備	△拠点設置を決定	△SCU開設のため、担当者参集、 機材を準備
被災地内 災害拠点病院 一般病院	・軽症者来院 △院内の被害調査 △災害時対応の準備 △EMIS等で応援要請を行う △ヘリポートのある病院で開設準備	・軽症者集中 ・重症者来院始まる △重症者の受け入れが本格化	△重症者が運び込まれるが 手術ができない	
被災市町村	全体・応援要請	★災害対策本部設置 ★県へ応援要請 ★消防庁、県へ被害報告 ★関係機関へ応援要請	★災害救助法の適用申請検討	
	医療救護	△管内の医療機関の被災状況、負傷者の 発生状況の情報収集開始(医師会、拠点病院)	★県(保健福祉事務所)に対して応援要請(DMATや救護班の派遣、患者の域外搬送、医薬品の確保) △医師会に対して救護所の設置の協力要請 △負傷者の発生状況、医療機関の状況について報告	△遺体措置の準備 (安置所の設置、資機材の準備等)
被災地消防(局)本部	△救急活動開始 △被害状況収集		△域内搬送が本格化	
県内応援消防	△応援出動 → △消防広域応援 準備 要請を受ける			
県内応援 医療機関	△院内の被害調査 △負傷者受け入れ準備 △救護班出動準備	△患者の受け入れ始まる △一部の病院のDMATが出発 △救護班派遣要請を受ける	△重症者の受け入れ が本格化	
日赤県支部	△救護班出動準備 △血液センターで血液確保の準備 △関係機関の情報収集開始	△日赤本社で調整開始 △救護班派遣要請を受ける △被災地に向けて血液輸送開始	△救護班出動	
医師会	△救護班出動準備 △関係機関の情報収集開始		△救護班派遣要請を受ける	
県外応援 医療機関	△救護班出動準備 △負傷者受け入れ準備		△救護班派遣要請を受ける	
厚生労働省 DMAT事務局	△関係機関の情報収集開始 △DMATの準備状況確認 ★医療救護本部立ち上げ ★DMATの派遣調整・指示開始 △EMIS稼働開始 ★DMAT派遣先指示			
緊急消防援助隊 消防庁	★応援出動 → △緊急消防援助隊 準備 出動要請を受ける △消防庁より応援派遣の準備要請 △都道府県に出動要請 △消防庁より被災県、被災消防に問い合わせ	△指揮隊出発 △指揮隊が県庁に到着 △先遣隊出発	△後続部隊の出発 △先遣隊現地到着	
自衛隊	△被害調査活動開始 → △出動準備 △出動要請を受ける △連絡幹部を各自治体に派遣開始	△ヘリ出発	△第一陣部隊出発	



6～12時間後 (午前0時～午前6時)	12～24時間後 (翌日午前6時)	24時間後 (翌日午後6時)	48時間後	72時間後
<ul style="list-style-type: none"> ・焼失約9,400棟 ・一部の一時避難者が、避難所に向かう 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼失約37,600棟 ・延焼からの避難者が最大となる 		<ul style="list-style-type: none"> ・延焼は鎮火に向かう ・鎮火した地区に、避難者が戻り始める 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・電力が回復し始める 		<ul style="list-style-type: none"> ・電力は30%回復 	
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路で交通規制 				
★追加の応援要請	★追加の応援要請			
<ul style="list-style-type: none"> ★応援部隊の活動調整 ★追加の応援要請 △燃料、ホース等を追加調達 	<ul style="list-style-type: none"> ★応援部隊の活動調整 ★追加の応援要請 △燃料、ホース等を追加調達 	<ul style="list-style-type: none"> ★応援部隊の活動調整 ★追加の応援要請 △燃料、ホース等を追加調達 		
<ul style="list-style-type: none"> ★避難指示の区域が拡大 ★一部延焼地域で、避難指示の区域がさらに拡大される ★火災による広域避難指示を発令 				
<ul style="list-style-type: none"> △応援受入開始 △火災・漏洩が発生している危険物施設に職員を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ★緊急消防援助隊を含めた作戦に移行 ★応援部隊の調整 	<ul style="list-style-type: none"> △本格的な後方支援(応援部隊含む)が始まる(職員交替、食料、宿泊、燃料等) △火災・漏洩が発生している危険物施設で緊急消防援助隊が活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> △通電火災への注意呼びかけ 	
<ul style="list-style-type: none"> △延焼阻止活動支援が続く △避難誘導のために団員を配置 △消防団員による避難誘導が続く 				
<ul style="list-style-type: none"> △応援部隊出動(県西地域の一部消防) △燃料や資機材等後方支援準備(県西地域の一部消防) 	<ul style="list-style-type: none"> △県内部隊の一部が到着 	<ul style="list-style-type: none"> △応援部隊の後続部隊の出発準備、出発 		
	<ul style="list-style-type: none"> △応援部隊の第一陣活動拠点到着 △活動現場に移動 	<ul style="list-style-type: none"> △県外の応援部隊が続々と到着 △応援部隊の後続部隊の出発 	<ul style="list-style-type: none"> △後続部隊の到着 	

オ 救出活動シナリオ(都心南部直下地震:冬18時発災)

		凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応 △:その他の主要な対応 ▪:主要な状況		
(時間経過)		発災 (午後6時)	1~3時間後 (午後7時~9時)	3~6時間後 (午後9時~午前0時)
被害状況	閉じ込め関係	・県東部地域等を中心に、自力脱出困難(要救出)者が5,930人発生 ・余震警戒の下、家族や住民等により救出活動が始まる	・救出要請が相次ぐが、消防・警察では対応しきれない ・要救出者のうちの7~8割は住民や消防団等によって救出される	・一部の地域で、救出活動を休止
	ライフライン 道路	・断水、停電、ガス供給停止、通信支障 ・一部道路で、通行支障	・ライフラインの応急復旧開始 ・高速道路で通行規制・点検	・緊急輸送道路等で点検・道路啓開 ・緊急交通路指定想定路の点検
県	全体・応援要請	★災害対策本部設置 ★応援準備要請 (消防庁、警察、自衛隊) ★県内の各消防へ派遣可能性問い合わせ ★県内の各消防へ応援要請 ★消防庁に対して応援要請	★先遣隊による調査開始 ★災害救助法の適用検討 ★災害救助法の適用 ★地域県政総合センターによる情報収集開始 △緊急消防援助隊指揮隊が県庁に到着 △横浜市消防・川崎市消防の連絡員到着 △自衛隊の連絡幹部(LO)が県庁に到着 ★自衛隊に対し、ヘリの応援要請(搬送)	
	消防担当	★情報収集開始 ★ヘリコプターによる 情報収集開始	△活動拠点開設準備 ★緊急消防援助隊 調整本部設置 ★後方支援を指示 (燃料、ホース、食糧等の調達)	★県内応援部隊の配分を検討 ★緊急消防援助隊の配分を検討 △活動拠点開設 △活動拠点 に受入開始
	救出担当	★救出箇所に関する情報収集開始	△照明、重機の調達を開始	△避難指示状況を把握開始 ・被害情報は入らず、全体状況 がわからない ★救出活動に関する活動調整(第1回) (県、緊急消防援助隊、県代表消防、 警察、自衛隊) ★後方支援を指示 (資機材、食糧等の調達)
被災市町村	全体・応援要請	★災害対策本部設置 ★消防庁、県へ被害報告	★県へ応援要請(緊急消防援助隊・県内消防応援) ★県へ応援要請(自衛隊) ★関係機関へ応援要請	
	救出	・市内各地で生き埋め 発生の情報が入り 始める		★照明、重機の確保が始まる (建設業者等に協力要請) ★県へ追加要請 (消防、自衛隊、海保、重機や照明)
被災地消防(局)本部	△被害状況収集 △消防施設・設備の安全確保 △一部の現場で活動に障害 △応急措置の実施	★職員の非常参集 ★警防本部設置 ★火災が多数発生しているため、 救助部隊を消火対応 に当てる	★消防の広域応援要請 (ブロック地区長、県、消防庁)	★各ブロック内では、応援調整ができないため、 県へ広域の消防応援を要請
被災地消防団 被災地自主防災組織	△生き埋め現場 から救出要請	△消防団が出勤 △一部の消防団による救出活動始まる △一部の自主防による活動始まる		
県内応援消防	△応援出動 準備	△消防広域応援 要請を受ける	△市町村内で火災・被害が発生しているため 応援派遣できない ★ブロック地区長は応援部隊を調整するが 地区内では対応できないと判断 一県へ応援要請	
緊急消防援助隊 消防庁	★応援出動 準備	△緊急消防援助隊 出動要請を受ける	△応援部隊出動 △指揮隊出動 △先遣隊出動	△後続部隊の出発 △指揮隊が県庁に到着 △先遣隊現地到着
警察本部	★警備本部設置 △被害情報収集・伝達開始 △道路被害確認開始	△県機動隊の出動	△県機動隊の第一陣活動拠点到着 △活動現場に移動して活動	△県内の後続部隊が到着
自衛隊	△被害調査活動開始 △出動準備	△出動要請を受ける	△第1陣部隊出動 △LOを各自治体に派遣開始	△活動拠点到着、現場に移動して活動 △第2陣部隊出動
海上保安庁	△被災状況の情報収集開始(ヘリ、巡視船等)		△ヘリ、巡視船等による被害情報収集	△沿岸部の救助活動を実施
TEC-FORCE	△被災状況の情報収集開始(ヘリ等)		△TEC-FORCE出動 △国交省職員が県、市町村に参集	△被災地で道路啓開等の活動開始

▲
発災
(午後6時)

▲
1~3時間後
(午後7時~9時)

▲
3~6時間後
(午後9時~午前0時)

カ 被災者救援活動シナリオ(都心南部直下地震:冬18時発災)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応 △:その他の主要な対応 ▪:主要な状況

発災 (時間経過) (午後6時)		1～3時間後 (午後7時～9時)	3～6時間後 (午後9時～午前0時)
被害状況	避難者関係 ・建物崩壊、土砂災害による被災者が発生 ・ライフライン途絶による避難者が発生	・被災者が避難所へ向かう ・避難者約130万人	・避難所に住民が集まり始める ・一部では開設できない避難所が発生 ・約61万人が帰宅困難 ・帰宅困難者の一部が避難所や一時滞在場所に集まり始める
ライフライン 道路	・断水、停電、ガス供給停止、通信支障 ・一部道路で、通行支障	・ライフラインの応急復旧開始 ・高速道路で通行規制・点検	・緊急輸送道路等で点検・道路啓開 ・緊急交通路指定想定路の点検

県	全体・応援要請	★災害対策本部設置 ★現地災害対策本部設置(地域県政総合センター)	★先遣隊による調査開始 ★地域県政総合センターによる情報収集開始 ★災害救助法の適用検討 ★災害救助法の適用	
	広域避難・物資担当	★県備蓄物資を輸送準備 ★緊急交通路を調整 ★協定先に物資確保を依頼 調達可能量を問い合わせ ★関係機関に物資提供を依頼 △教育施設の被害、児童生徒の安否確認開始 △救護所の設置状況の収集を開始	★市町村に避難状況問い合わせ ★協定先等への物資調達を正式要請 ★自衛隊に対し、物資輸送、応急給水を要請	△市町村から避難状況が入り始める △要請のあった県施設を避難所として開設指示 ★物資供給拠点の開設準備 △物資拠点の開設 ★交通輸送手段の確保準備 △交通輸送手段の確保開始 ★物資輸送・配送の活動調整 本格化 △救護所の活動支援の準備開始
被災市町村	全体・応援要請	★災害対策本部設置 ★消防庁、県へ被害報告	★県へ応援要請(自衛隊) ★関係機関へ応援要請	★災害救助法の適用申請検討→申請
	被災者救援	★避難所開設指示 △避難所に職員を派遣	△避難所となる施設の状況が入り始める △避難所の救護所の開設準備 △学校施設被害・児童生徒の安否確認 ・一部の児童生徒を学校で保護	・避難所に避難者が集中し始めているとの情報が入る △県施設を避難所として開設要請
	物資確保	△備蓄物資の提供準備開始 △物資拠点の開設準備 △応急給水準備		△備蓄物資の提供開始 ★物資確保に関して 応援要請(県、関係機関) △応急給水開始:給水が行き渡らない ★応急給水に関して応援要請(県、関係機関、自衛隊等) △物資拠点開設
県内応援市町村		△一部の市町村で、応援準備を開始		△一部の応援が出发、後続部隊準備(給水車、食料等)
その他		△職員及び物資・資機材等の派遣準備 △国は、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の開設を指示 △国から被害状況等の照会があり、都も被災する中、強力な応援を要請		△国や政令市等は、先遣隊を神奈川県に派遣 △関東ブロック、全国知事会等が被害状況等の情報収集 △国は仮設トイレ、水等の物資、資機材の輸送準備

要配慮者対応	△要配慮者の安否確認を開始	△福祉避難所の開設指示	△要配慮者向けの物資提供開始 △担当職員を福祉避難所に派遣し、被害と開設状況把握
帰宅困難者対応	△施設管理者等が施設の安全確保 △施設管理者から、人の滞留状況に関する情報収集開始 △駅でも情報提供を開始 △事業所従業員の帰宅を控えるよう広報 △鉄道情報、道路情報等を提供開始 △一時滞在施設開設		△被害が大きい地域以外では、警察官等による雑踏整理が行われる △一部の徒歩帰宅者に水・食料を提供

▲
発災
(午後6時)

▲
1～3時間後
(午後7時～9時)

▲
3～6時間後
(午後9時～午前0時)

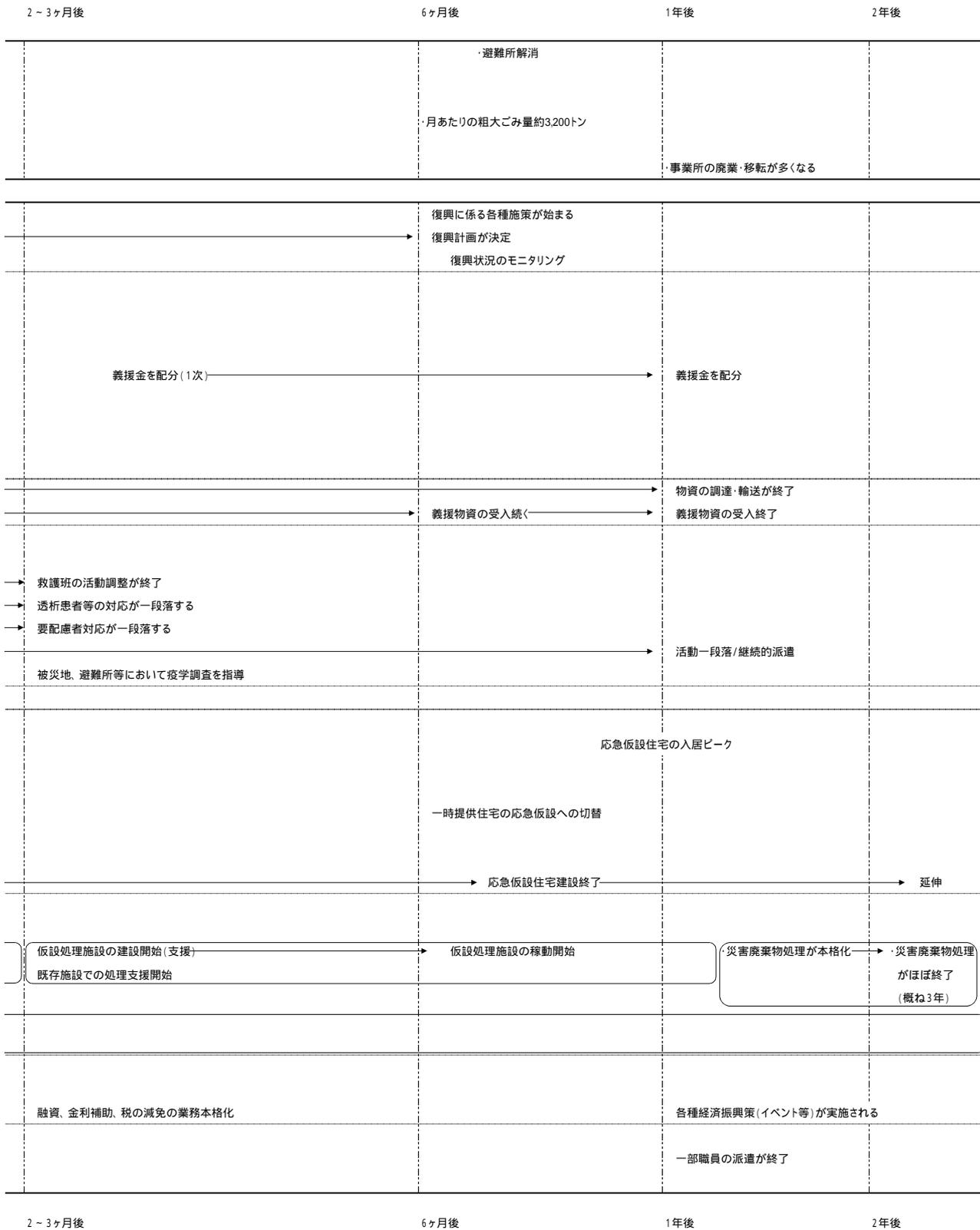
6～12時間後 (午前0時～午前6時)	12～24時間後 (翌日午前6時)	24時間後 (翌日午後6時)	48時間後	72時間後
<ul style="list-style-type: none"> 避難所に避難者が集中 	<ul style="list-style-type: none"> 一部避難所で、食料が不足する 	<ul style="list-style-type: none"> 火災避難等で避難者が増える 	<ul style="list-style-type: none"> 延焼火災による広域避難や避難所間の移動が始まる 避難所以外への避難者が増える 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所避難者約58万人 避難所外避難者約58万人
<ul style="list-style-type: none"> 緊急交通路で交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> 電力が回復し始める 		<ul style="list-style-type: none"> 電力は30%回復 	
	<ul style="list-style-type: none"> △広域避難の受入可能市町村の問い合わせ △福祉避難所の開設要請 	<ul style="list-style-type: none"> △福祉避難所を開設、入所者を集める △福祉避難所の入所者調整 	<ul style="list-style-type: none"> △物資不足地区の把握に努める △物資不足地区への物資輸送を調整 	<ul style="list-style-type: none"> △ほぼ被災市町村の避難状況判明 △新たな福祉避難所を開設 △要配慮者の本格的な安否確認、ニーズ把握、物資の提供 △地域ブロック間における物資の輸送調整、職員の派遣調整開始
<ul style="list-style-type: none"> △教育施設の被害、児童生徒の安否確認状況の収集 	<ul style="list-style-type: none"> △物資輸送・配送の活動調整が続く △小口物資お断りをホームページやマスメディアを通して呼びかけ(以降継続) 	<ul style="list-style-type: none"> △物資が本格的に到着し始める 	<ul style="list-style-type: none"> △ボランティアの調整開始 	
<ul style="list-style-type: none"> △避難所の状況を収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・人が溢れる避難所が発生 ★避難者の一部を、他の避難所へ移動させる △指定避難所の避難状況・避難者数を収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の避難所で収容しきれない ・指定避難所以外の避難状況を把握し始める 	<ul style="list-style-type: none"> ★避難所開設状況をほぼ把握 △避難者数を把握(以降12時間毎に把握) △避難所となる施設の状況が把握しきれない △避難者に対するニーズ調査 	
<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資が足りなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> △物資の受入開始 △応急給水の受入開始 ・車と要員が不足し、物資拠点から各避難所への物資配分が進まない 	<ul style="list-style-type: none"> △物資の受入 △受け入れた物資を避難所等に配布 △県へ輸送車両と物資の管理・積み下ろし要員の派遣を要請 △県へ自衛隊派遣の追加要請(輸送) 	<ul style="list-style-type: none"> △義援物資の受付開始 △自衛隊、民間からの輸送車両、要員が増強 △物資拠点から各避難所への物資輸送が本格化 △ボランティアの派遣先調整等開始 △市町村ボランティアセンターを開設 	
	<ul style="list-style-type: none"> △応援が本格化 		<ul style="list-style-type: none"> △要配慮者担当職員等の応援派遣を準備 	
<ul style="list-style-type: none"> △被害発生状況、通行可能な道路等の情報を収集する 		<ul style="list-style-type: none"> △要配慮者向け物資を輸送開始 	<ul style="list-style-type: none"> △要配慮者担当職員等の応援派遣開始 △自衛隊の追加部隊が到着、輸送活動開始 △各府県にボランティアセンターが開設され、出発準備 	
<ul style="list-style-type: none"> △要配慮者向けの特別な物資の応援要請 △要員の増員を要請 	<ul style="list-style-type: none"> △避難所に避難している要配慮者の状況把握困難 △要配慮者向け物資の受入準備 △要配慮者対応要員の受入準備 ・職場に待機していた人が、帰宅を開始 ・一部の駅で滞留者が集中、混乱が発生 △一時滞在施設から、水・食料の提供依頼 	<ul style="list-style-type: none"> △安否確認がなかなかできない △物資の受入開始 △要員の受入開始 ・一時滞在施設や避難所に居た帰宅困難者が移動を開始 ・一時滞在施設の滞留者が半減するが、高齢者や女性が多く残る 	<ul style="list-style-type: none"> △要配慮者に対するニーズ調査開始 △ニーズ調査を受けて、物資の調達・確保 △各避難所等から福祉避難所に移送する人の抽出・移送開始 △福祉避難所施設追加認定(協定等) △物資の受入本格化・物資過集中のため荷捌き困難 △要員の受入本格化 ・滞留者はほぼ解消される ・一時滞在施設の滞留者かなり減少 	
<ul style="list-style-type: none"> ▲ 6～12時間後 (午前0時～午前6時) 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 12～24時間後 (翌日午前6時) 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 24時間後 (翌日午後6時) 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 48時間後 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 72時間後

キ 中長期対応活動シナリオ(都心南部直下地震:冬18時発災)

凡例 :判断や実施の時期が特に重要な対応 :その他の主要な対応 :主要な状況

(時間経過)	発災	1週間後	2～3週間後	1ヶ月後
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 建物被害を受けた世帯47万世帯 災害廃棄物発生量約2,145万トン 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所避難者約58万人 観光客・来訪者が激減 月当たりの粗大ごみ量約3,400トン、避難所からのし尿量約39万¹/₁₀₀トン 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況調査が本格化 被災者生活再建支援金申請受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所避難者約26万人 月当たりの粗大ごみ量約3,200トン、避難所からのし尿量約13万¹/₁₀₀トン 事業所の廃業・移転が始まる
県	<ul style="list-style-type: none"> 本部対応 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置(被害の応急処置実施) 災害救助法、生活再建支援法適用 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況調査が始まる 被災者の状況・ニーズ把握が始まる 相談員を配置 義援金の募集開始 県立学校等の再開に向けた準備 市町村立学校等の再開準備の支援を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況調査が本格化 市町村に対して相談業務を支援 被災者生活再建支援金申請受付開始 市町村立学校等の再開支援が本格化 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部設置 震災復興計画の策定が始まる 被災者生活再建支援金支給開始 義援金の配分(1次)検討 市町村立学校等の再開支援がほぼ完了
物資調達・輸送	<ul style="list-style-type: none"> 物資の調達・輸送 義援物資の受入・配送 	<ul style="list-style-type: none"> 物資の輸送システム再構築 		<ul style="list-style-type: none"> 物資の調達・輸送が続く(規模は縮小) 義援物資の受入続く(規模は縮小)
医療救護 福祉 公衆衛生	<ul style="list-style-type: none"> 搬送調整(ヘリ・救急車の配分) 救護班活動調整 透析患者等の対応が続く 要配慮者対応が続く(安否確認・施設への緊急入所支援) こころのケアチーム等の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 重症者・中等症者の搬送が一段落、応援のヘリ、救急車等が撤収 応援受入病院での重症者の受入が終了 救護班の活動が本格化 		<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防のため清潔及び消毒を指示・指導
遺体処理		<ul style="list-style-type: none"> 遺体処理の支援開始 		<ul style="list-style-type: none"> 遺体処理支援はほぼ終了
被災者の住まい	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設や応急修理等の体制準備 被災状況の把握 関係団体へ協力要請 応急仮設住宅必要戸数等調査、用地選定依頼 公営住宅等の事業主体へ一時提供住宅の提供可能戸数などを把握 	<ul style="list-style-type: none"> 国、市町村、関係団体との調整、協議 市町村への事務委任 	<ul style="list-style-type: none"> 最終必要戸数の算出 応急仮設住宅等提供可能戸数のとりまとめ 応急仮設住宅の配置案の作成、仕様決定等 入居条件、選定基準案作成 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅等の建設や提供が進められ、入居が始まる
災害廃棄物処理 ごみ・し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> 実施時期は、最も早期に着手できる場合を想定し、目安として示したものであり、被害の状況によって大きく変動する可能性がある。また、処理終了時期も大きく変動する可能性がある。 施設被害調査 資機材の調達 可能性調査 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物発生量の推計(支援) 仮置場の用地調整 対応可能な民間事業者の把握 (状況に応じて)ごみ処理、し尿処理の広域処理を開始 被災ごみ処理施設、し尿処理施設の復旧支援 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場へ搬入始まる 	<ul style="list-style-type: none"> 処理実行計画の策定(支援) 災害廃棄物等の広域処理調整(調整が整った自治体で順次処理を行う)
経済復旧		<ul style="list-style-type: none"> 事業所等の被災状況調査が始まる 事業所の状況・ニーズ把握が始まる 相談員を配置 		<ul style="list-style-type: none"> 融資、金利補助、税の減免の業務始まる
応援受入		<ul style="list-style-type: none"> 応援職員の派遣要請 受入準備 派遣職員の受入開始 派遣職員の派遣先調整開始 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣職員の受入れが本格化 派遣職員の派遣先調整本格化 	

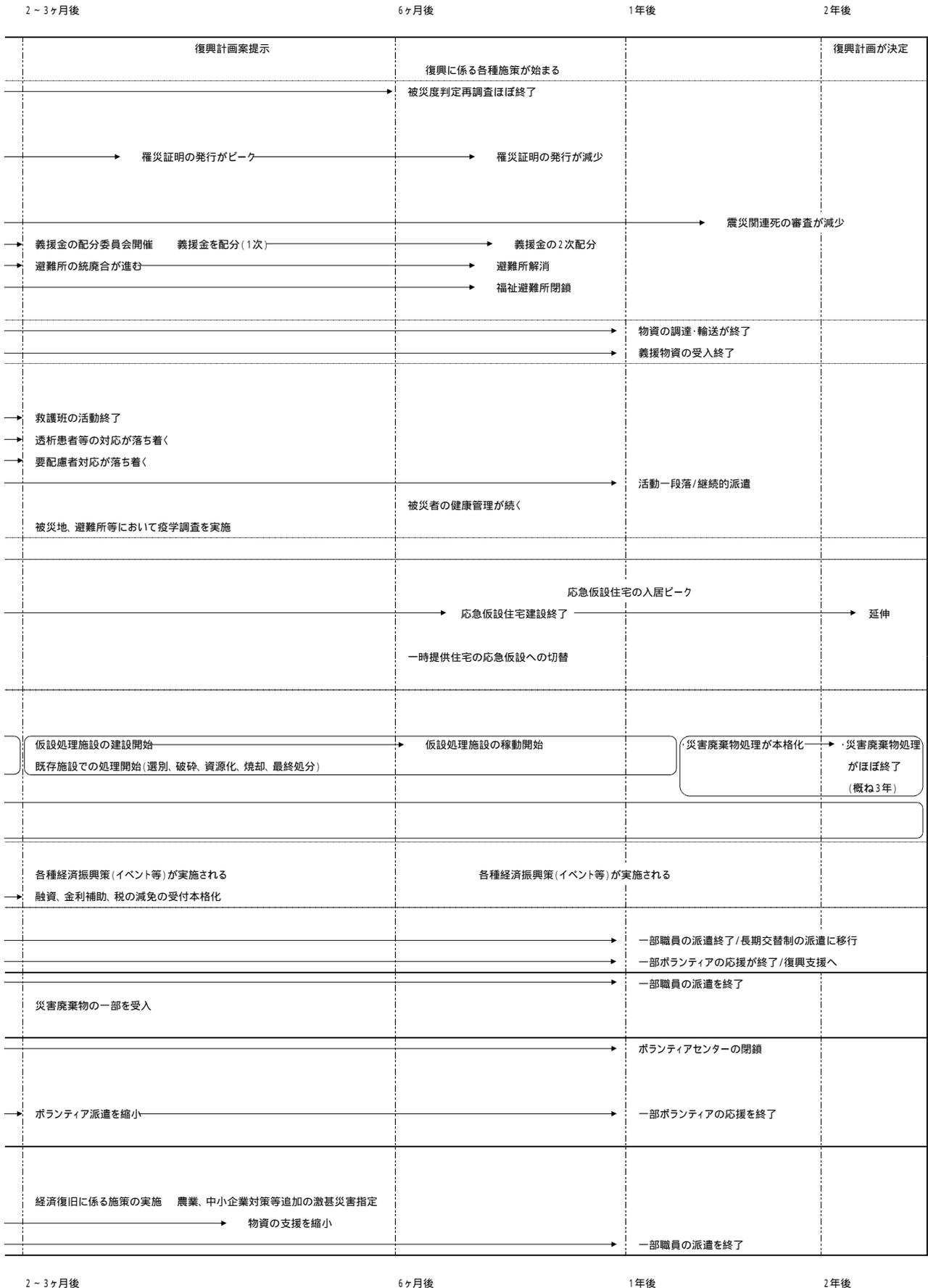
発災 1週間後 2～3週間後 1ヶ月後



キ 中長期対応活動シナリオ(都心南部直下地震:冬18時発災)

凡例 :判断や実施の時期が特に重要な対応 :その他の主要な対応 :主要な状況

		発災	1週間後	2~3週間後	1ヶ月後
被災市町村	本部対応	災害対策本部設置 災害救助法、生活再建支援法適用			震災復興本部設置 復興計画の策定 激甚災害指定 が始まる
	被災者対応	被災状況調査が始まる(建物応急危険度判定/宅地被災度判定、建物被災度判定)			被災状況調査が本格化 (建物被災度判定2次調査等)
		被災者の状況・ニーズ把握が始まる 相談窓口の設置・相談員配置			
		罹災証明の受付開始		被災者生活再建支援金相談窓口開設	被災者生活再建支援金支払い開始
		災害申請等の受付開始 震災関連死の申請が始まる			災害申請等の手続き本格化 震災関連死の審査(認定)開始
		義援金の募集開始			
	避難所開設	避難所の生活・環境改善/旅館・ホテル等提供			
		福祉避難所での対応/緊急入所続く 学校の再開準備開始		学校再開	福祉避難所での対応/緊急入所続く
	避難・物資対応	物資の調達・輸送 義援物資の受入・配分継続	物資の調達・輸送体制の再構築		物資の調達・輸送が続く(規模は縮小)
	医療救護 福祉 公衆衛生	重症者・中等症者の搬送続く 搬送調整(ヘリ・救急車等) 救護班活動調整 透析患者等の対応 要配慮者対応(安否確認・施設への緊急入所) こころのケアチーム等の受入 被災者の健康管理開始	重症者・中等症者の搬送が一段落 搬送の調整(ヘリ・救急車の配分)が終了 救護班の活動が本格化 保健所職員等による巡回 被災者の健康管理が本格化		応援のヘリ、救急車が撤収 感染症予防のため清潔及び消毒を実施
遺体処置	遺体処理開始(安置、火葬等)			遺体処理はほぼ終了	
被災者の住まい	応急仮設住宅や応急修理等の体制準備 被災状況や応急仮設住宅の必要戸数を把握	住戸タイプの戸数算定や入居条件などの調整	応急仮設住宅等の建設や提供が進められ、入居が始まる		
災害廃棄物処理 ごみ・し尿処理	実施時期は、最も早期に着手できる場合を想定し、目安として示したものであり、被害の状況によって大きく変動する可能性がある。 また、処理終了時期も大きく変動する可能性がある。				
	施設被害調査 資機材の調達 可能性調査	災害廃棄物発生量の推計 仮置場の用地調整 対応可能な民間事業者の把握 (状況に応じて)ごみ処理、し尿処理の広域処理を開始 被災ごみ処理施設、し尿処理施設の復旧作業開始	仮置場へ搬入始まる	処理実行計画の策定 災害廃棄物等の広域処理調整 (調整が整った自治体で順次処理を行う)	
経済復旧		事業所等の被災状況調査が始まる 事業所の状況・ニーズ把握が始まる 相談窓口の設置・相談員を配置		融資、金利補助、税の減免の受付始まる	
応援受入	派遣職員の受入準備				
	派遣職員の受入開始 ボランティアセンター設置	ボランティアの受入開始		派遣職員の受入れが本格化 ボランティアの受入れが本格化	
県内応援市町村 周辺府県 九都県市	職員を応援派遣 ごみ処理、し尿処理の一部を受入れ 県外委託するための調整		派遣職員を増員	派遣職員を増員	
ボランティア団体	県域のボランティアセンターの設置	ボランティアの受入開始 ボランティアの派遣先の調整 専門ボランティアの応援派遣開始	ボランティアの派遣先調整が本格化 ボランティアの受入れが本格化 ボランティアを増員		
国	緊急災害対策本部設置(政府も被災) 被災状況調査が始まる 災害救助法/生活再建支援法適用 緊急物資の支援開始	被害の特に大きい首都圏の被害調査 職員を応援派遣	派遣職員を増員	生活復旧に 係る施策の実施 激甚災害指定 派遣職員を増員	



ク 津波避難シナリオ(南海トラフ巨大地震:深夜0時発災)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応 △:その他の主要な対応 ・:主要な状況

(時間経過)	発災	3分後	5分後	15分後	30分後	1時間後
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報 神奈川県内で最大震度6弱を観測(県内の大部分は震度5弱~5強、一部に震度4) 揺れが継続中 一部で建物崩壊、崖崩れ等が発生、死傷者が発生 				<ul style="list-style-type: none"> 湯河原町、小田原市、平塚市、藤沢市、三浦市に最大波高の津波が到達する 鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市の一部に最大波高の津波が到達する 	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市(本港)、横浜市、川崎市に最大波高の津波が到達する 沿岸部及び河川流域で浸水が拡大 住宅密集地では漂流物により建物被害等が拡大 一部で津波火災が発生
警報の状況	<ul style="list-style-type: none"> △緊急地震速報発出 ★大津波警報(特別警報)発表 ★震度情報を発表 ★J-Alertで大津波警報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ★大津波警報(特別警報)発表 		<ul style="list-style-type: none"> ★大津波警報(特別警報)、各地の予想津波高さ、第1波の到達予想時刻を発表 テレビ、ラジオで、大津波警報発表、各地の予想津波高さ、第1波の到達予想時刻を放送 		<ul style="list-style-type: none"> 大津波警報継続中 ヘリからの津波中継継続
地域・住民			<ul style="list-style-type: none"> 道路障害等により避難しにくい 住民の3割が避難を開始 住民の6割が避難を開始 1割の住民は自宅に残る 地域の役員等が避難の呼びかけや避難誘導に当たる 海辺等で津波避難の呼びかけ 一部の人は沿岸部に戻る 漁港等では、船を沖出しする人が出る 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の避難場所等が満員 要援護者施設、病院等で避難開始。介護者や車両等が不足 多数の人が車で避難 → 主要道路等渋滞 車ごと津波に巻き込まれる 避難が間に合わず、津波に巻き込まれる 		<ul style="list-style-type: none"> 浸水地に取り残される人が出る
被災地消防(局)本部・警察署			<ul style="list-style-type: none"> ★津波予想高さ、第1波の到達予想時刻を広報、避難の呼びかけ 		<ul style="list-style-type: none"> ★消防及び警察は職員に津波危険域内からの退避指示を出す 	<ul style="list-style-type: none"> ★高所から避難の呼びかけを実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> △緊急地震速報受信 ★一部市町で避難指示発令 J-Alertで大津波警報受信 			<ul style="list-style-type: none"> ★広報車で、津波に関する広報を始める △市町では、津波監視により、津波襲来情報を収集 ★ほとんどの市町で、避難指示発令 △県に津波襲来情報を伝達する △水門・閘門等の閉鎖を開始するが、一部は閉鎖不可能 道路障害等で一部の水門・閘門に近づきにくい 		<ul style="list-style-type: none"> △津波襲来地区では、避難誘導者が、未避難者等と共に一斉に緊急避難 △第1波等で浸水した地区で、津波の引き際等で救助活動が展開される
県	<ul style="list-style-type: none"> △緊急地震速報受信 ★市町村に大津波警報発表を伝達 				<ul style="list-style-type: none"> △港湾施設の津波襲来情報を各市町に伝達 ★緊急消防援助隊、自衛隊に派遣要請を出す 	
県内応援消防						
警察本部						<ul style="list-style-type: none"> ★ヘリによる救出・救助を実施
自衛隊						

▲ 発災 ▲ 3分後 ▲ 5分後 ▲ 15分後 ▲ 30分後 ▲ 1時間後

2時間後	4時間後	6時間後(翌朝)	2日目	3日目
・津波は弱まるも続けて襲来		・津波は弱まっているが、津波警報継続中		・津波注意報に切り替わる
		・水の引かない場所が多い		
→ 広域にわたり、津波火災が発生				
			→ 津波警報に切り替わる	・津波注意報に切り替わる
・避難所での救護が必要となる 人が出る ・渋滞等で後方搬送できない ・多くの避難場所、避難所が避難者で一杯になる → 付近の人達により救助活動 ・津波による死者は全県で1,710人	・ほとんどの人が避難所や避難場所、空き地等で過ごす ・浸水域に取り残された人は、救助を待つ夜を明かす	・物資不足、衛生環境の悪い避難所が続出		・避難所では自力運営が続く 物資不足、衛生環境の悪い避難所が続出 ・在宅避難者への対応が 求められる ・一部の避難者が自宅に戻る ・食料を求め、避難所を移動する人が多発する
△一通り、津波際での救助活動がなされた後、一部では消防署員・団員等は待機指示				△津波注意報解除後、地上の活動開始
		△救助活動を実施するが、実働機関間の調整が不十分 △避難場所や空き地等に避難した人の状況が掴めない △一部では、浸水域に取り残された人の救助活動が、 船を使うなどして夜を徹してなされる		△ほぼおおまかな避難所数、 避難者数等が把握できる △孤立地区への救援活動を開始
△浸水域に取り残された人の救助活動を実施 △県内応援消防隊の先遣隊が到着するが、障害物で浸水際まで近づけない				
	・県内機動隊等が前進配置		・第一応援部隊到着、前進配置	△津波注意報解除後、地上の活動開始
△自衛隊の先遣隊が到着するが、障害物で浸水際まで近づけない		△ヘリによる救助活動開始		△ヘリによる救助活動が本格化
▲ 2時間後	▲ 4時間後	▲ 6時間後(翌朝)	▲ 2日目	▲ 3日目

(7) 激甚ケースのシナリオ

各対策活動別の激甚ケースのシナリオを以下に示します。

ア 医療救護活動における激甚ケースのシナリオ

ケース	シナリオ
大規模火災による熱傷重症患者の大量発生	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災からの逃げ惑いにより、多数の熱傷重症患者が発生。 ・一時的に、地元の病院や災害拠点病院に搬送されるが、熱傷重症患者対応ができず、すぐに被災地域外への搬送が必要となる。(神奈川県西部地震の場合は横浜市・川崎市・東京都へ、都心南部直下地震や大正型関東地震の場合は関東圏外へ搬送する) ・熱傷重症患者に対応できる医療機関が少なく、関東圏の非被災地域や、さらに広域に搬送することが必要となる。
大規模病院の機能喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者が多い大規模病院が建物被害やライフラインの支障を受け、入院患者の対応ができなくなる。 ・症状が軽い入院患者については、帰宅させたり避難所へ移動させるが、症状の重い患者については、被災地域外の病院へ搬送を行うことになる。一部は、県外の病院に搬送される場合もある。(神奈川県西部地震の場合は横浜市・川崎市・東京都、都心南部直下地震や大正型関東地震の場合は、関東圏外) ・患者搬送のため、多数の救急車が必要となるが、調達できない可能性がある。一部は、ヘリコプターで搬送される。

イ 消火活動における激甚ケースのシナリオ

ケース	シナリオ
出火の集中	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた地域の中で、複数の出火が集中して発生した場合、地元の消防(局)本部による消火が非常に困難となる。 ・さらに、これらの出火が延焼に至ってしまうと、延焼が短時間で急激に広がるため、逃げ遅れ(逃げ惑い)によって、死傷者が多数発生する。 ・延焼地域の拡大により、消火戦略の見直しが行われ、多数の消防力の投入が必要となる。このため、県全体の消防力が不足する。
火災旋風	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼の範囲や気象条件(風向・風速)により、一部の延焼地区で火災旋風が発生する。 ・火災旋風により、延焼地域が一気に拡大するとともに、多数の逃げ遅れ(逃げ惑い)が発生し、死傷者が多数発生する。また、高温の熱風により、死傷者がさらに増加する。 ・延焼地域の拡大により、消火戦略の見直しが行われ、多数の消防力の投入が必要となる。このため、県全体の消防力が不足する。

<p>石油コンビナート火災（都心南部直下地震及び大正型関東地震が該当）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナートにおいて火災等の災害が発生した場合、自衛消防隊や共同防災隊による対応のほか、消防（局）本部により対応を行うが、市街地で多数の火災が発生している場合等は、消防（局）本部は市街地における火災の対応で手一杯となり、石油コンビナートへの対応ができないことも想定される。 ・そのため、県や総務省消防庁に対して、緊急消防援助隊への応援要請が行われる。しかし、石油コンビナート火災に対応できる応援部隊が到着するのが大幅に遅れることも想定される。 ・大規模な爆発火災や毒性ガスの拡散等の恐れがある場合は、広域的な避難が行われる。
---	---

ウ 救出活動における激甚ケースのシナリオ

ケース	シナリオ
<p>大規模事故発生に伴う大量要救助者発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設の倒壊や鉄道等の脱線転覆[※]等により、多数の要救助者が発生する。 ・現場に多数の救助隊の投入が必要となる。そのため、他の現場の対応にあたっていた救助隊が転戦する。 ・救助隊が不足し、全国規模で救助隊の応援が行われる。そのため、多数の救助隊の活動調整や被災現場における医療救護も必要になり、現場に調整本部が設置される。

※ 鉄道事業者においては、大きな揺れが到達する前に減速するシステムの導入や脱線を防止する装置を設置するなど、各種の脱線転覆防止対策を実施している事業者もある。

エ 被災者救援活動における激甚ケースのシナリオ

ケース	シナリオ
<p>広域避難者の大量発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災の拡大や避難所被害により、収容しきれない避難者が大量に発生する。 ・一部、指定以外の施設に避難者を収容するが、それでも1～2万人規模の避難者が収容できない。 ・隣接市町村でも避難所が確保できず、距離の遠い市町村の避難所に移送することになる。 ・避難所への移送のため、多数のバスの確保が必要となる。

オ 中長期対応活動における激甚ケースのシナリオ

ケース	シナリオ
ライフライン・交通支障の長期化	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設を中心としたライフラインの復旧や鉄道・港湾を中心とした交通復旧が大幅に遅れる。 ・ライフラインの復旧の遅延が日常生活に影響を及ぼし、避難所からの退去が進まない。 ・経済復旧が大幅に遅れ、雇用や税収に影響が及ぶ。 ・相互作用により、全体の復旧・復興が遅れる。

カ 津波避難における激甚ケースのシナリオ

ケース	シナリオ
海水浴客が多い時期・時間帯の津波	<ul style="list-style-type: none"> ・海水浴客やサーファー、外洋までのレジャー用船舶の利用者、一般の観光客が多数いる、季節・時間帯（夏の昼間）に津波が発生する。 ・一部の海水浴客やサーファーは、大津波警報の情報入手が遅れる。また、避難先や地理が不案内の人が多く、避難開始が大きく遅れる。さらに、避難路が限られている中、多数の海水浴客等が殺到することにより、避難途中で混乱が生じたり、道路交通や沿岸住民の避難に支障をきたす。 ・海水浴客やサーファー、一般の観光客等に、多数の死傷者、取り残され者が発生する。
地震発生から津波到達までの時間が非常に短い津波	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れや津波警報の発表から、津波到達までの時間が非常に短い津波（発災から数分から 10 数分で津波が到達）では、避難を開始する前に自宅で津波に巻き込まれたり、避難途中で津波に巻き込まれ、多数の死傷者や取り残され者が発生する。 <p>※人数によっては、下記の「多数の死傷者、取り残され者の発生」の状況となる。</p>
多数の死傷者、取り残され者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の規模が大きい場合や避難行動が大きく遅れた場合、多数の死傷者、取り残され者が発生する。 ・取り残され者の救助活動が進まず、全国規模の救助体制が組まれる。 ・一部で救助が非常に遅れる箇所が発生する。そのため、取り残され者に対する食糧等の供給がヘリ等で行われる。また、海水浴客等は薄手の被服しかないため、夜間には被服や毛布等が必要とされるが行き渡らず、一部の取り残され者は体調を崩し、死に至る場合がある。 ・死者の収容が遅れる。また、検死・検案が間に合わず、遺体措置も進まない。

津波火災の発生	<ul style="list-style-type: none">・津波により破壊された建物等のがれきや漂流物（プロパンガスボンベ、車等）から、火災が発生する。打ち寄せられ滞留したがれきに火が移り、避難所となっている建物等に延焼する。津波の押し波と引き波により、火災が拡大していく。さらに、この火災が津波浸水域に隣接した住宅地に延焼する。・避難所の一部が延焼する危険があるため、避難者が内陸の安全な場所に向かって避難する。・消防団や住民等により消火活動が行われるが、劣勢である。津波により救出できなかった人や、一部の逃げ遅れた住民等が火に巻き込まれ、死傷する。
---------	---

9 地震防災マップ

(1) 目的

本調査では、最新の科学的な知見に基づいて想定地震を設定しましたが、実際には、想定された地震だけが起こるわけではありません。そこで、いつ、どこで起きるかわからない地震に対応できるよう、地盤や社会的な条件等から想定される地域ごとの地震による揺れやすさや、それに伴う危険性をわかりやすく示したマップを作成・公表します。

(2) マップの種類

種類	内容	マップから期待される 県民の防災対策・防災活動
①揺れやすさマップ	県内に一律のMw6.8の震源を想定した場合の揺れやすさを表示したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震診断、耐震改修の実施 ・家具等の転倒防止や窓ガラス等の飛散防止対策の実施 ・ブロック塀等の耐震化の実施
②液状化危険度マップ	地震の揺れやすさを基に、揺れによる液状化の危険度を示したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の液状化防止策の実施 ・ライフライン被害（水道管等埋設管被害）への備え（水の備蓄等）
③建物被害危険度マップ	揺れと液状化による建物の被害（全壊）発生危険度を表示したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震診断、耐震改修の実施 ・救助活動の準備（資機材の準備、訓練等） ・周辺住民の安否確認方法の整備 ・避難所の所在地の確認
④建物火災危険度マップ	揺れによる出火危険と建物の密集度による延焼危険の程度を統合して表示したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・火災警報機等の設置 ・電気製品等の出火防止策の実施 ・初期消火の準備（消火器等の整備） ・火災時の避難場所、避難経路の確認

(3) 評価の区分

地震災害に対する相対的な危険度を分かりやすく示せるよう、次のとおりマップごとに5段階に区分しました。

- ①揺れやすさマップ：計測震度を上位から、5つに区分しています。
- ②液状化危険度マップ：PL値による液状化危険度判定の区分に沿っています。
- ③建物被害危険度マップ：全壊率を上位から5つに区分しています。なお、最も低い区分は、建物被害が発生しない可能性がある区分です。
- ④建物火災危険度マップ：出火件数と不燃領域率を上位から5つに区分し、新たに5つの区分に総合評価しています。なお、最も低い区分は、火災が発生しない可能性があり、延焼危険もない区分です。

(4) 使用上の注意

○ 特定の地震を想定したものではありません

1つの地震で想定したものではないため、このマップで示した揺れや危険（被害）が一度に発生するものではありません。

○ 設定した地震の規模（Mw6.8）を超える地震が発生する可能性があります

県内全ての地域において、地震による危険性を相対的に示すため、地震の規模等を同じ条件で設定していることから、このマップで示した以上の被害が出る可能性があります。

○ 地域の危険度は、今回マップを作成したもの以外にも、地震に関連して発生する様々な被害（津波、急傾斜地崩壊等）が考えられます

今回作成した4つの地震防災マップは、人的、建物被害への影響の大きさに着目して選定しています。

(5) 地震防災マップの作成方法

地震防災マップは、県内全ての地域を250mメッシュ（格子）単位に区切り、危険度を計算し、それぞれ次のとおり表示しています。

①揺れやすさマップ：神奈川県直下の地殻内に一律にMw6.8の震源を想定し、ボーリングデータと微地形区分データから増幅度を用いて地表面での震度分布を計算しています。

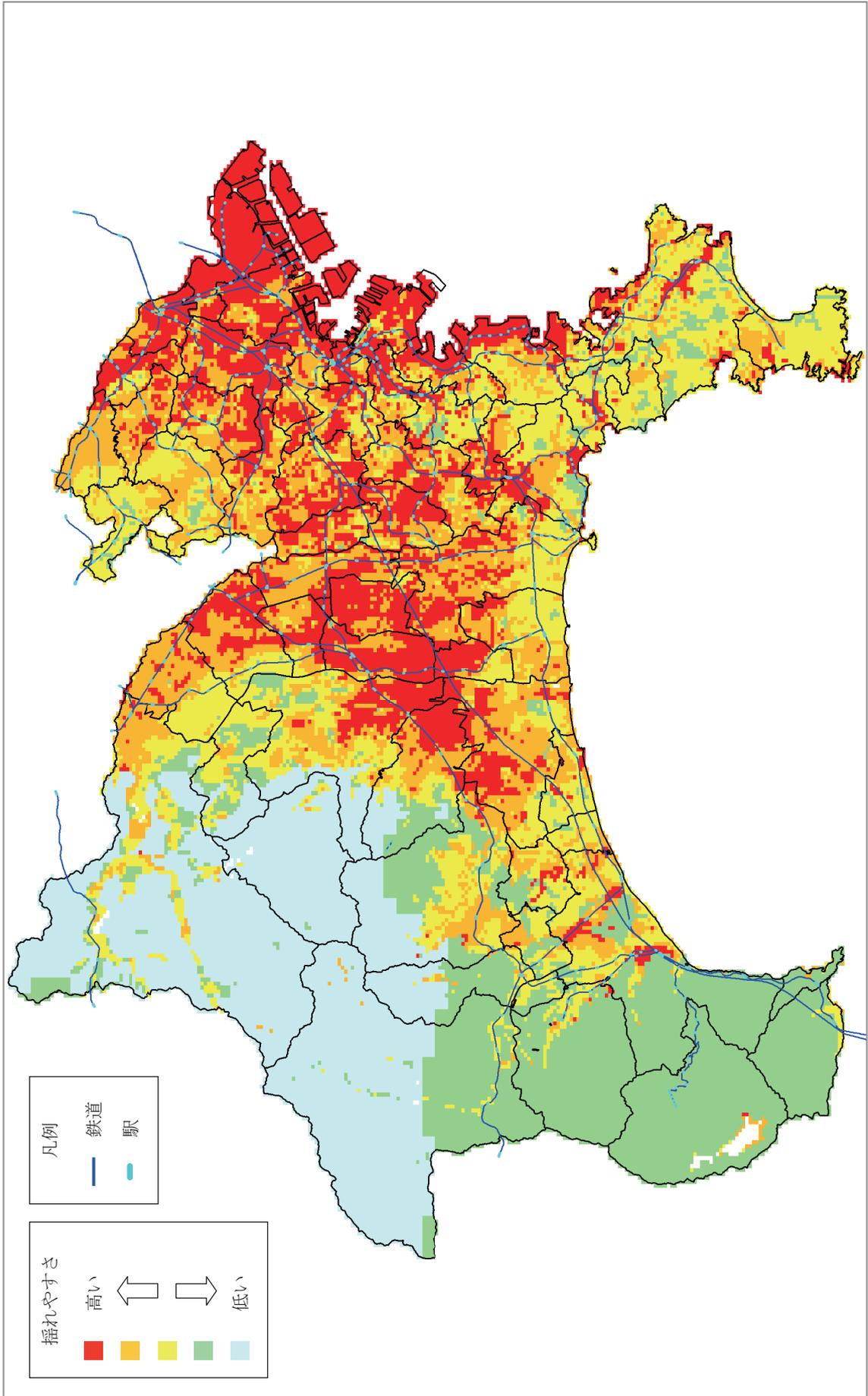
②液状化危険度マップ：地表の震度を用いて、液状化危険度の指標となるPL値を計算しています。

③建物被害危険度マップ：地表の震度と液状化危険度を用いて、建物被害を計算し、全壊率を示しています。なお、揺れと液状化による被害のみを対象としています。

④建物火災危険度マップ：炎上出火件数と建物現況による延焼危険を対象とし、この2つを総合化しています。炎上出火件数は地表の震度を用いて計算しています。延焼危険は不燃領域率（地域の燃えにくさを示す指標）から設定しています。

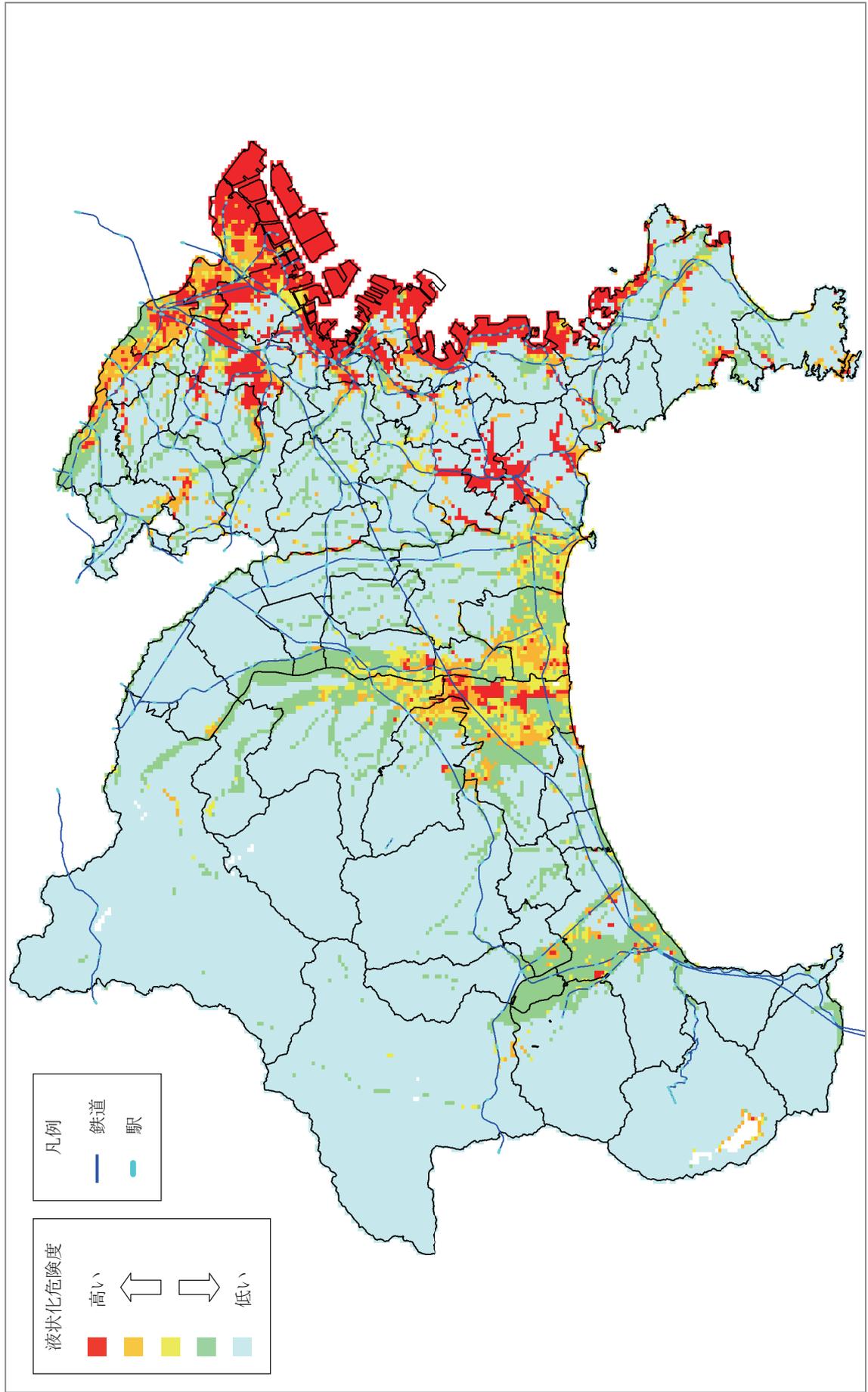
「揺れやすさマップ」

※県内すべての地域を、250mメッシュ（格子）単位に区切り、一律にMw6.8の震源を想定してメッシュごとの震度を表示しました。



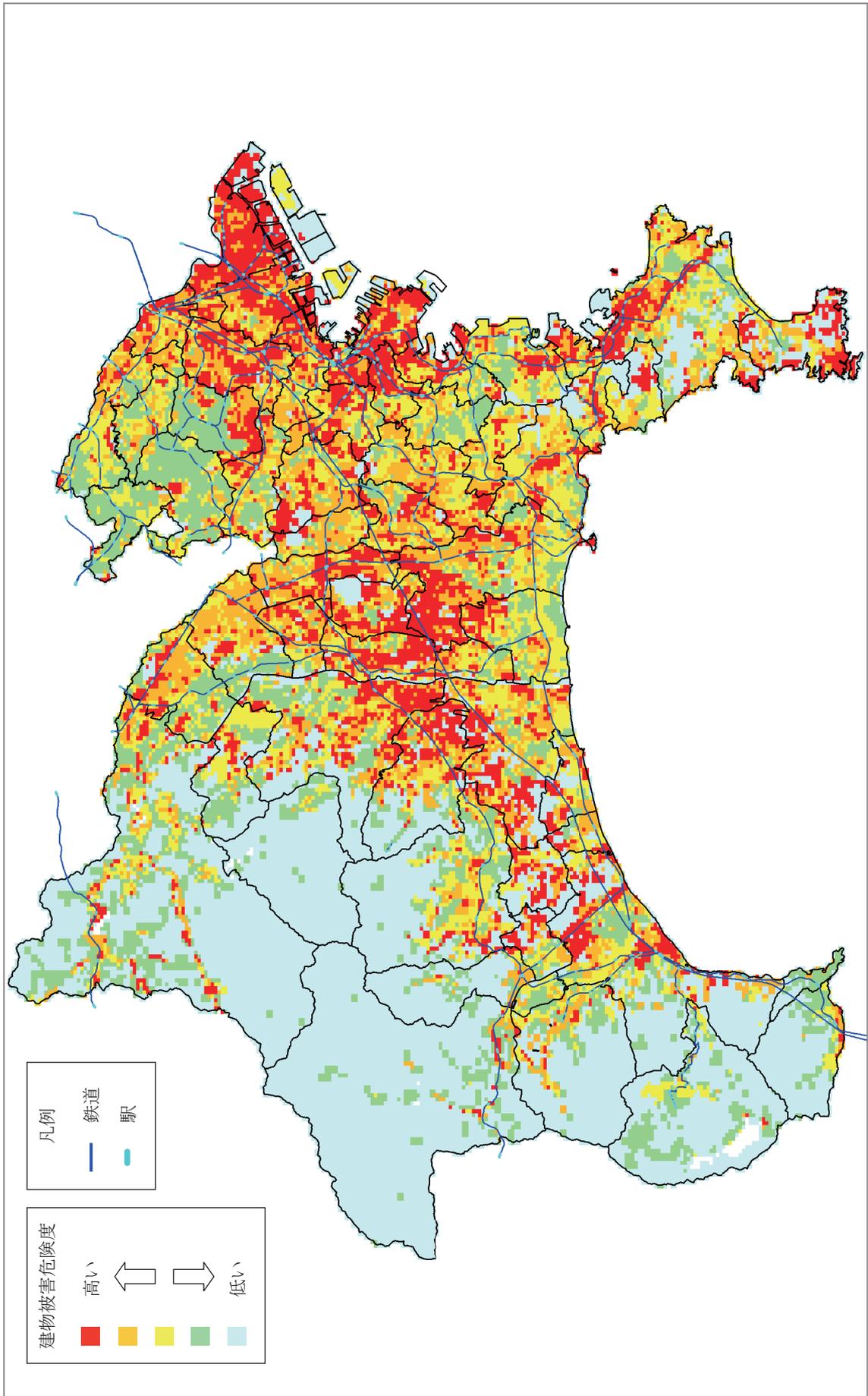
「液状化危険度マップ」

※揺れやすさマップを基に、地震の揺れによる液状化の危険度を表示しました。



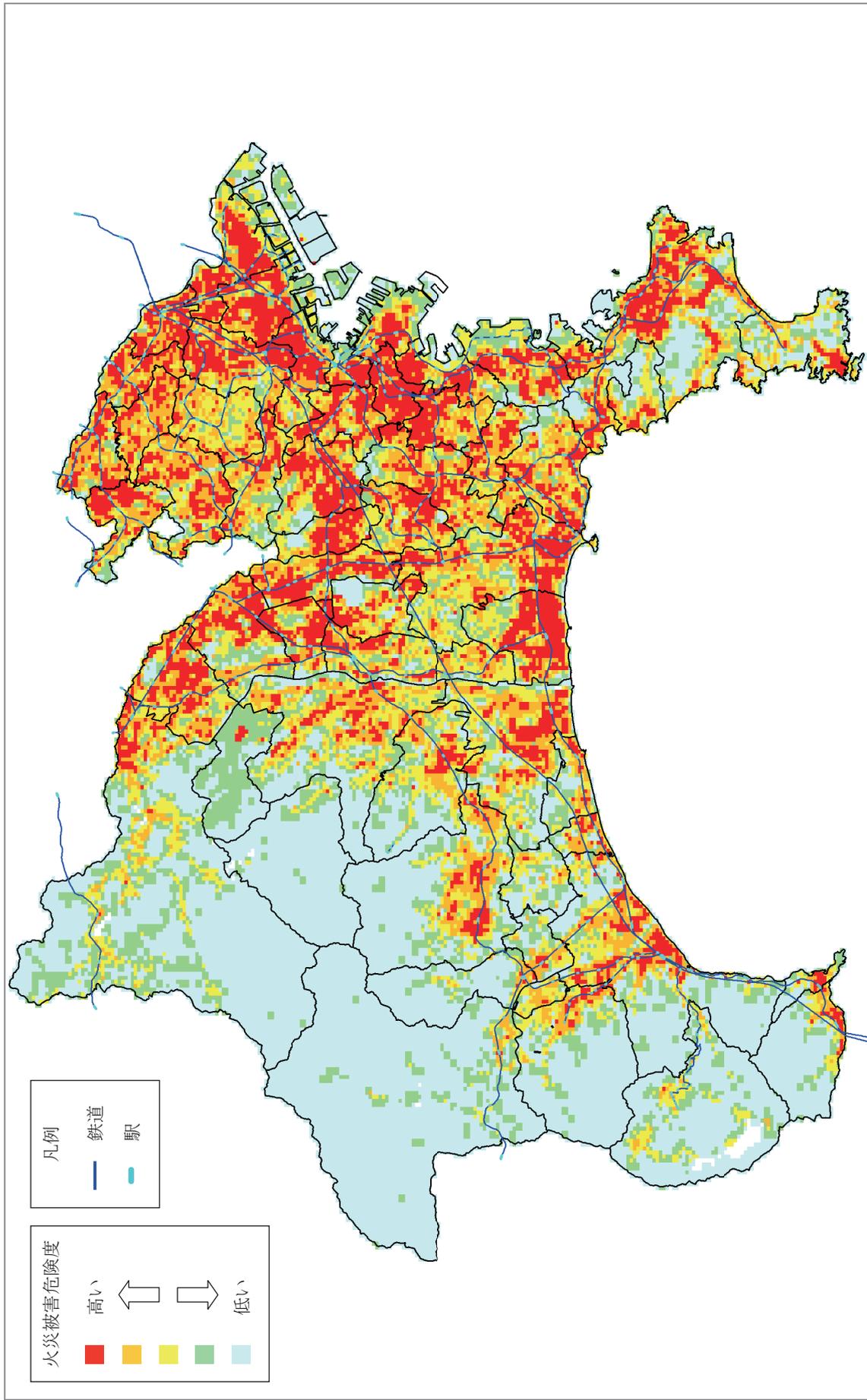
「建物被害危険度マップ」

※揺れと液状化による建物倒壊の危険度について、建物全壊棟数率で表示しました。



「建物火災危険度マップ」

※出火危険と延焼危険を統合して表示しました。風速・風向は、気象観測結果に基づき地域ごとの平均を用いています。



10 対策効果の分析と効果的な防災対策の検討

(1) 対策効果の分析

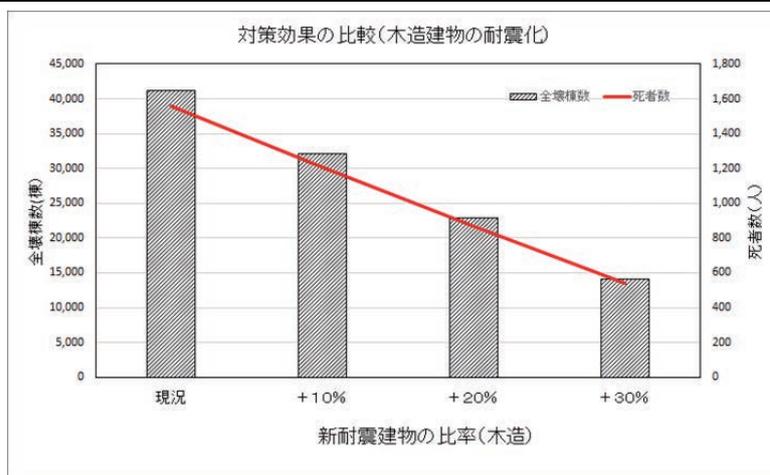
「都心南部直下地震」と「大正型関東地震」を対象に、以下の項目について対策効果の分析を行いました。本概要版では、都心南部直下地震を対象に、木造建物の耐震化による対策効果と、大正型関東地震を対象に、早期避難を実施した場合と津波避難施設を設置した場合の対策効果について示します。

- 木造建物の耐震化による対策効果
- 家具固定率の向上による対策効果
- 電気を要因とする出火低減の対策効果
- 初期消火率の向上による対策効果
- 消防力、水利が向上した場合の対策効果
- 早期避難と津波避難施設を設置した場合の対策効果

ア 木造建物の耐震化を推進した場合の対策効果（都心南部直下地震）

- ・耐震化率による効果を示しています（耐震化率として建物全体に占める新耐震建物の割合を用いています）。なお、神奈川県における現況の耐震化率は59%（平成25年1月現在）として設定しています。
- ・耐震化率は市区町村で差があるため、各市区町村で現況の耐震化率が10%、20%、30%増加した場合で、推計しています。

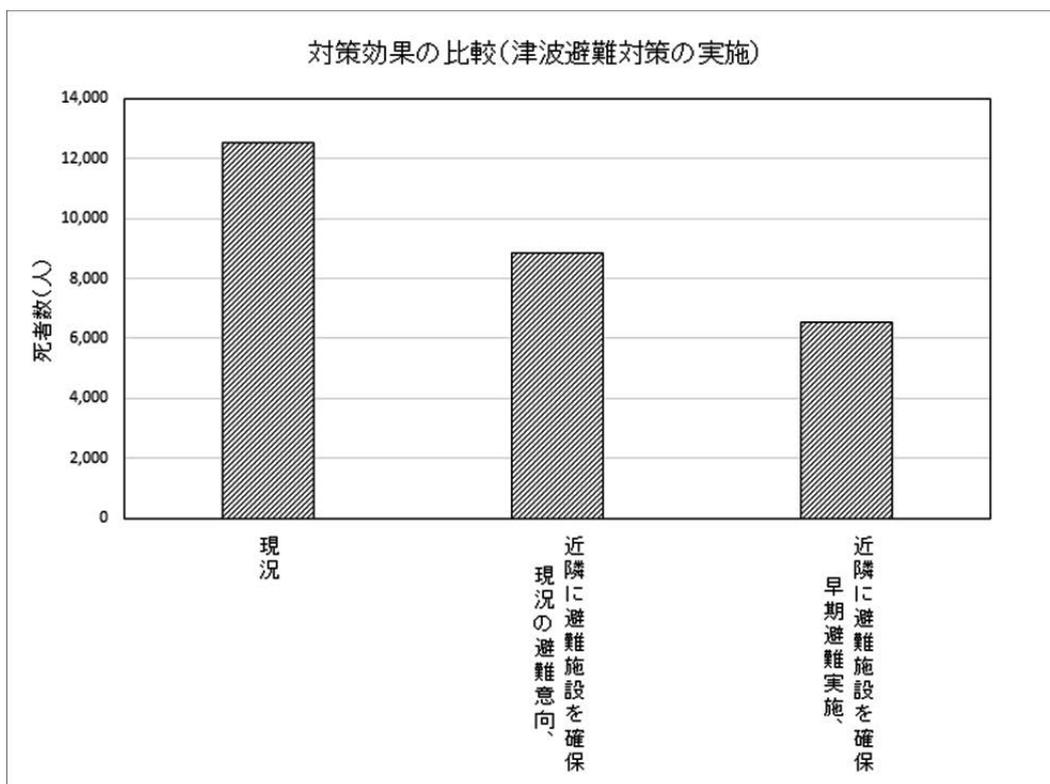
都心南部直下地震	木造建物 全壊棟数（棟）	木造建物倒壊 による死者数（人）
現況の被害	41,220	1,560
↓ ↓		
現況の耐震化率+10%の場合の被害 (減少率)	32,060 22.2%	1,210 22.4%
現況の耐震化率+20%の場合の被害 (減少率)	22,900 44.4%	870 44.2%
現況の耐震化率+30%の場合の被害 (減少率)	14,150 65.7%	540 65.4%



イ 早期避難が実施され、津波避難施設を確保した場合の対策効果（大正型関東地震）

- ・早期避難が実施された場合と津波避難施設が確保された場合の効果を示しています。
- ・現況の避難率は、県民アンケート調査結果より、「地震発生後すぐに避難する率が30%、避難するがすぐには避難しない率が60%、避難しない率が10%」とします。早期避難では、「地震発生後すぐに避難する率が70%、避難するがすぐには避難しない率が30%、避難しない率が0%」とします。
- ・「津波避難施設」とは、避難途上で津波が迫った場合に、すぐに避難ができる避難ビルや避難施設を言います。ここでは、250mメッシュ内に最低1箇所の避難施設がある場合（3分以内で避難できる範囲）の効果を算定しています。

大正型関東地震	死者数(人)
現況の被害	12,530
↓	
現況の避難意向で、津波避難施設を確保した場合	8,850
(減少率)	29.4%
↓	
早期避難が実施され、津波避難施設を確保した場合	6,530
(減少率)	47.9%



(2) 効果的な防災対策の検討

人的被害（死者数）や経済被害の軽減に大きく影響する「揺れ」、「火災」、「津波」に関する防災対策のうち、特に被害軽減に効果的な防災対策をとりまとめました。

ア 「揺れ」に関連する防災対策

防災課題	防災対策
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策を実施する上で拠点となる施設の耐震化は優先して進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設の耐震化 ・市町村施設の耐震化
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全確保、避難所等となる施設の確保のため、学校関係の耐震化は優先して進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の耐震・安全対策の推進（公立学校施設の耐震化） ・私立学校その他の施設の耐震診断等補助（私立学校施設の耐震化）
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化を進めるため、耐震診断と耐震改修の実施を促進するための種々の対策が必要です。 ・特に、資金的支援や普及啓発が重要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間木造住宅耐震化事業への支援 ・市町村耐震改修促進計画の策定 ・耐震診断、耐震改修補助制度の整備 ・耐震化の重要性、耐震診断及び耐震改修の方法や補助制度の普及啓発 ・住宅性能表示制度の普及啓発
<ul style="list-style-type: none"> ・被災した場合に大きな被害が発生する施設や、周辺への影響が大きい施設の耐震化を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間大規模建築物の耐震化事業への支援 ・特定建築物等の耐震化 ・耐震改修促進法に基づく指導、助言 ・医療施設、社会福祉施設の耐震化 ・民間大規模建築物の耐震化推進の広報
<ul style="list-style-type: none"> ・生命を維持するための最低限の生活環境を維持するため、ライフラインのバックアップの確保を推進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設・管路の耐震化 ・災害時における生活用水の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・地震ハザードマップや地震被害想定調査により、建物の耐震化の重要性を普及啓発することが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震ハザード（防災）マップの作成 ・地震被害想定調査結果による意識啓発

イ 「火災（出火・延焼）」に関連する防災対策

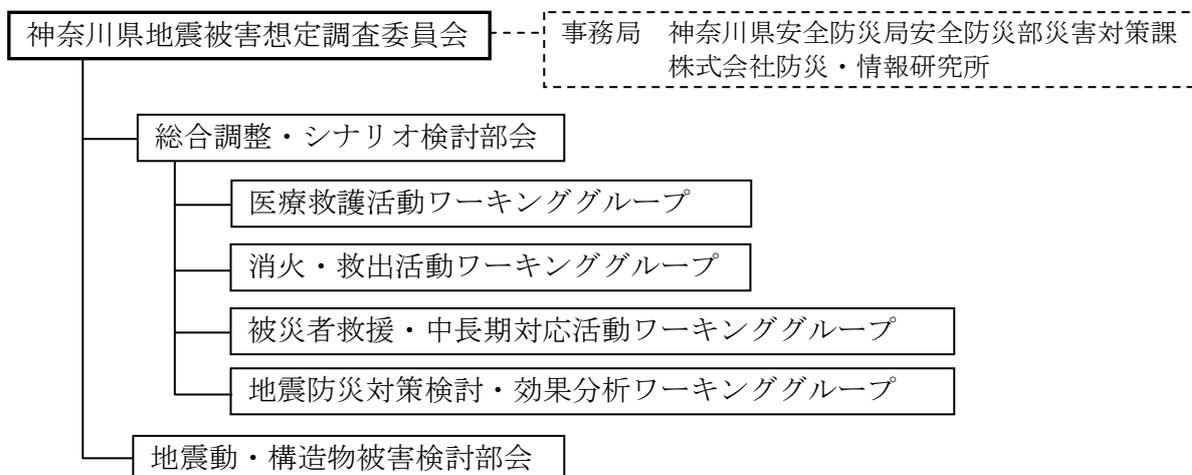
防災課題	防災対策
<ul style="list-style-type: none"> ・延焼防止のための木造住宅密集地域の解消が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業等の補助 ・土地区画整理事業の補助 ・神奈川県都市防災基本計画の改訂
<ul style="list-style-type: none"> ・延焼阻止のための空間（公園、緑地、道路）の確保が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備 ・緑地の保全 ・街路の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大を阻止するための常設消防の強化が必要です。 ・施設・設備の増強としては、水利の整備、消防資機材の整備が必要です。 ・消防力の運用については、教育訓練の実施や活動調整等が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村消防の強化 ・消防水利（防火水槽・耐震性貯水槽等）の整備 ・消防職員への教育訓練の実施 ・消防本部等の消防用資機材等の整備 ・救助・救急、消火活動に係る被災現地の活動調整方法の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災時の避難誘導を行うため、自主防災組織の強化が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設置 ・自主防災組織への研修の実施 ・自主防災組織の訓練の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大を阻止するための消防団の強化が必要です。 ・延焼火災時の避難誘導を行うため、消防団の強化が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の機能強化 ・消防団への加入促進の啓発 ・消防団員への教育訓練の実施 ・消防団の防災資機材等の整備 ・消防団の訓練の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・企業内の出火防止や延焼防止のための企業の消火能力の強化が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等の防災体制の確立 ・企業における防災資機材の備蓄等の啓発
<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止のため、火災警報機や感震ブレーカーの設置が必要です。特に、このための啓発活動が重要です。 ・地震ハザード（防災）マップや地震被害想定調査により、出火防止の重要性を普及啓発することが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災警報機の設置等の啓発 ・地震ハザードマップの作成 ・地震被害想定調査結果による意識啓発 ・感震ブレーカーの設置促進の啓発

ウ 「津波」に関連する防災対策

防災課題	防災対策
<ul style="list-style-type: none"> 津波による浸水地域の予測等を行うための基礎資料として、調査等の実施が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波に関する調査等の実施
<ul style="list-style-type: none"> 津波による浸水地域の軽減を行うための海岸保全施設等の整備が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設等の整備
<ul style="list-style-type: none"> 津波避難を迅速に実施するための種々の対策が必要です。 特に、住民の津波避難の意識が向上するように、津波ハザードマップによる津波危険の把握と避難訓練が重要です。 特に、津波避難が困難な地域における避難場所の確保のため、津波避難ビルの確保が重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難対策の実施 津波避難計画の策定 津波ハザードマップの作成 津波避難ビルの指定 津波避難訓練の推進 津波避難情報の受伝達体制の整備 津波情報盤（津波に関する情報を伝達する電光表示盤）及び津波情報看板（津波で予想される浸水地域や深さ、避難場所等を記載した看板）の整備
<ul style="list-style-type: none"> 津波避難の意識が向上するように、学校や地域における防災教育の充実・実施が重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校における防災教育の充実 地域における防災教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> 津波発生時の避難誘導を行うため、自主防災組織の強化が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の設置 自主防災組織への研修の実施 自主防災組織の訓練の実施
<ul style="list-style-type: none"> 津波発生時の避難誘導を行うため、消防団の強化が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団への加入促進の啓発 消防団員への教育訓練の実施 消防団の訓練の実施
<ul style="list-style-type: none"> 住民の津波避難の意識が向上するための啓発が重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及啓発 地震被害想定調査結果による意識啓発

1 1 調査体制

今回の被害想定調査においては、調査の進め方、被害想定の手法、調査結果等について、学識経験者と行政の担当者からなる「神奈川県地震被害想定調査委員会」を設置して審議しました。なお、個別の検討課題については、委員会の下に担当の部会・ワーキンググループを設けて検討しました。



神奈川県地震被害想定調査委員会委員

(学識経験者)

吉井 博明	東京経済大学名誉教授 <委員長>
阿南 英明	藤沢市民病院救命救急センター長
荻本 孝久	神奈川大学工学部教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター准教授
秦 康範	山梨大学大学院医学工学総合研究部社会システム工学系准教授
翠川 三郎	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授

(行政機関)

小林 芳和	横浜市総務局危機管理室情報技術課長 (平成26年4月1日以降)
大木 将彰	横浜市総務局危機管理室情報技術課長 (平成26年3月31日まで)
須田 俊彦	川崎市総務局危機管理室震災対策担当課長
高梨 邦彦	相模原市危機管理局危機管理課長
小貫 和昭	横須賀市市民安全部次長
長崎 聡之	鎌倉市防災安全部次長
田代 富二夫	藤沢市総務部防災危機管理室長
石塚 巖	小田原市防災部防災対策課長
原田 潔	保健福祉局保健医療部健康危機管理課長
山中 孝文	県土整備局都市部都市整備課長 (平成26年4月1日以降)
森谷 保	県土整備局都市部都市整備課長 (平成26年3月31日まで)
荒井 俊晴	県土整備局道路部道路管理課長 (平成26年4月1日以降)
関矢 博己	県土整備局道路部道路管理課長 (平成26年3月31日まで)
鈴木 勲生	県土整備局河川下水道部流域海岸企画課長
久保 徹	県土整備局河川下水道部砂防海岸課長 (平成26年4月1日以降)
小内 薫	県土整備局河川下水道部砂防海岸課長 (平成26年3月31日まで)
三枝 薫	県土整備局河川下水道部下水道課長
根岸 宏文	県土整備局建築住宅部建築安全課長
宮林 正也	企業庁企業局水道部計画課長 (平成26年4月1日以降)
渡部 茂樹	企業庁企業局水道部計画課長 (平成26年3月31日まで)
青山 利史	警察本部警備部危機管理対策課長 (平成26年9月5日以降)
遠藤 文雄	警察本部警備部危機管理対策課長 (平成26年9月4日まで)
杉原 英和	安全防災局安全防災部災害対策課長 (平成26年4月1日以降)
金井 信高	安全防災局安全防災部災害対策課長 (平成26年3月31日まで)
佐川 範久	安全防災局安全防災部危機管理対策課長 (平成26年4月1日以降)
杉原 英和	安全防災局安全防災部危機管理対策課長 (平成26年3月31日まで)
本山 馨	安全防災局安全防災部消防課長
加藤 洋	安全防災局安全防災部工業保安課長
里村 幹夫	温泉地学研究所長

